

第 27 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 17 年 10 月 24 日(月) 13:30 ~ 17:45

場所 アピアホール

黒田 それでは、定刻になっておりますので、ただいまより第 27 回武庫川流域委員会を開催させていただきたいと思っております。

私、事務局の黒田です。よろしくお願いいたします。

本日は 22 名の委員にご出席をいただいております。村岡委員、茂木立委員及び草薙委員は、所用のため欠席でございます。

それでは、早速ですが、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。本日は一応 17 時までを予定しております。その裏側が配付資料の一覧でございます。それから、委員名簿、その裏側が行政出席者名簿、座席表、資料 1 が第 34 回運営委員会の協議状況でございます。資料 2 - 1 が中間報告の案でございます。ホッチキスどめをしております。これが本体でございます。資料 2 - 2 が中間報告の添付資料ということで、これもホッチキスどめをしております。資料 3 が庁内検討会及び技術連絡会等についてということで、総合治水対策の推進体制の関係の資料でございます。これもホッチキスどめをしております。7 ページまでです。資料 4 が第 7 回総合治水ワーキングチーム会議の協議結果でございます。資料 5 が茂木立委員からの意見書でございます。法律関係を整理していただいております。最後に、調整池指導要領及び技術基準ということで、平成 7 年 6 月に出しているものなのですが、これの表紙と、裏側に調整池が必要かどうかといった事務フロー図を添付しております。これは、住民から流域委員会で発言をしたいのでぜひとも添付してほしいという要請がございまして、あくまで参考資料という形で添付させていただいております。

資料につきましては以上でございますが、よろしいでしょうか - -。

それでは、次第の 2 番目の議事に入らせていただきたいと思います。松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 では、ただいまから第 27 回流域委員会の議事を始めさせていただきます。

前回の 26 回の委員会から、私たちは総合治水の具体的な検討に入りました。9 月 14 日の委員会で 2 つの基本高水を選定して、そして議事フロー A について一定の合意に達して、議事フロー B 並びに C、D を一括して審議する段階に至りました。この段階で、私たちは、これまでの合意した点を中間報告として取りまとめ、諮問者の知事に提出するということを既に決定しておりまして、この間、中間報告案文の取りまとめをしていきました。きょうは、それをご提案して、中間報告を決定し、そして後半戦の具体的な対策をどう進めていくかという議論に拍車をかけていきたいと思っております。非常に限られた日程の中

で、当委員会は過密なスケジュールを既にこなしておりますが、残る日程を考えますと大変厳しいものがございます。その中でも、一応 2 年間の諮問期間を目標に委員会としては審議を進める方針でございます。関係機関の方にも、ぜひさまざまな点でご協力をお願いしたいと思っております。

では、早速議事に入りますが、まず本日の議事骨子並びに議事録の署名人をお願いしたいと思っております。きょうは、私と岡田委員をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、本日の議題の提案を兼ねて、10月13日に開催されました第34回運営委員会のご報告をさせていただきます。

まず、先ほど触れましたように、本日の議題の第1は中間報告の取りまとめであります。お手元の資料1に運営委員会の協議状況を記載してございますが、流域委員会の中間報告を取りまとめる。これは、運営委員会で原案を一度審議して、かなりの修正、加筆をしたものを本日提案させていただくわけでありまして。運営委員会で修正、加筆をいただいた後、さらにこの間、各委員あるいは事務局等からもご指摘いただきまして、部分的な修正あるいは加筆をしております。その点についてもご留意の上、委員の皆さん方にはご審議いただきたいと思っております。

2つ目の議題は、本日は流域7市の自治体の方々にご出席をいただいて、当委員会が策定しようとしている武庫川づくりの整備の基本方針並びに整備計画について、各市が自治体として武庫川に関するどのような課題、問題点を抱えておられるのか、どのような問題意識、悩みをお持ちなのか、そしてこの整備計画に対してどのようなご意見、ご要望があるのかということをご総括的に伺いたいという趣旨でございます。この委員会は、昨年3月発足以来、毎回7市からオブザーバーとしてご担当の方がご出席をいただいて、ずっと審議を聞いていただいております。なかなかご発言いただく機会がございませんでしたが、本日は改めて議題に取り上げて、各市からの意見という形でご意見を承りたい。そして、それについて委員とのやりとりを行いたいと思っております。ただ、個々の詳細な問題に関しては、限られた時間で、なかなかご意見を伺ったり議論を深められませんので、今後の総合治水対策を検討していく過程で、ワーキングチームあるいはワーキンググループにご出席いただいて一緒に議論をしていく、このような方針で本日は議題に設定いたしました。

3つ目の議題は、前回、総合治水の進め方、総合治水対策全体についての議論を行いま

したが、その中で、河川管理者である兵庫県が総合治水の推進にどのような体制をとっているのか、多々ご質問が出ました。これに関して、取り組み状況等について県からの報告をいただくというのが3つ目の議題でございます。

4つ目の議題は、総合治水対策の取り組みと今後の進め方でございます。ワーキングチーム会議の協議状況をご報告し、ワーキンググループを含めた今後の進め方についてご議論をいただきます。

以上が本日の主な議題でございます。これについてご意見があれば承りたいと思います。 - -。特にないようでしたら、このとおり進めさせていただきます。よろしく願います。

なお、先ほど申し上げましたように、今回は、この会議に流域7市の方からご出席いただきましたので、座席は前列でお願いしております。ご紹介は、この議題に入る直前に改めてさせていただきますので、よろしく願います。

それから、もう1点報告ですが、10月17日に、第7回リバーミーティングの特別企画として、森林の保水機能、緑のダムに関する公開勉強会を開催しました。急な設定でしたが、大変たくさんの方々、150名のご参加を得まして、非常に熱心なご議論をいただきました。お二人の先生方の問題提起に続いて、会場の参加者の質疑、その後1時間にわたって流域委員会の委員と先生方とのやりとりを行いました。こうした結果に関しては、今後の審議に大きく反映されていくであろうと思っております。詳細につきましては、通常のリバーミーティングと同様、議事録等をホームページ等で公開しますので、よろしく願います。

では、議題の1、中間報告の審議に移りたいと思います。お手元の資料2-1に中間報告案を出しております。この本文に関して、私の方からご提案をさせていただきたいと思っております。朗読して提案にかえさせていただきますので、しばしお聞きいただきたいと思います。

武庫川の河川整備基本方針・整備計画の審議についての中間報告

(案)

1. はじめに

武庫川水系の河川整備基本方針と河川整備計画の策定について武庫川流域委員会が昨年3月、兵庫県知事から諮問を受けて1年半が経過しました。

当委員会は委員会発足から1年余を経た今年5月、委員会の審議状況と委員会運営の方

針等について記した中間的な経過報告(参考1)を兵庫県知事に提出しましたが、今般ようやく基本方針の出発点となる「基本高水」の設定にこぎつけ、本格的な総合治水対策の審議に入りましたので、この機会にあらためて中間報告を提出いたします。

しかしながら、当流域委員会が検討している武庫川の河川整備の方針と計画づくりは、20数年におよぶ「武庫川ダム計画」をめぐる確執に加えて、環境を重視し住民の意見を反映するという新しい河川法の精神を真正面からとらえてゼロベースから計画を見直すという作業に取り組まねばなりません。今日の河川行政をはじめ、さまざまな行・財政は大きな転換点に直面しており、基本高水を決める過程でもその決め方の根本にまで遡及しての議論を重ねてきました。

また、今年の台風23号災害をはじめ、日本列島は“災害の世紀”に入ったともいわれるように、異常気象や将来の流域の変化についても見通しのむずかしい局面に立たされています。

そのような中で、当委員会は治水、利水、環境という3つの課題を、流域全体の中で総合的に解決していく「総合治水」の視点を真正面に据えて、十二分な議論を踏まえた提言を行おうとしています。25名の委員はもちろん、事務局や関係行政機関のスタッフはこれまでの第三者期間には見られないような超過密なスケジュールのもとに、精力的な審議と調査・検討を重ねています。

先の経過報告で示したように、当流域委員会は当初に委員会審議の手順を全体議事フロー(別紙1)にまとめ、これにしたがって審議を進めています。基本高水の選定によって、基本高水設定の手順に関する全体議事フロー「項目A」は合意に達し、引き続き「項目B」(治水対策)、「項目C」(利水、環境)、「項目D」(情報の共有、流域連携)の検討に一括して入りました。

今後の検討課題をみますと、県から要請されている2カ年で結論を出すことは日程的に厳しいものがありますが、今年度末までに答申をまとめることができるよう、精力的な審議を進めたいと考えています。兵庫県においても総合治水推進の体制を整備され、当委員会の審議に対してより一層のご協力をお願いいたします。

2. 基本高水の選定

(この基本高水の選定に関する経過に関しましては、原案を運営委員会で協議した後、議論の経過、論点に関して少し加筆をさせていただきました。その点ご了承願いたいと思います)

基本高水については、 $3,600\text{m}^3 / \text{s} \sim 4,000\text{m}^3 / \text{s}$ および $4,500\text{m}^3 / \text{s} \sim 5,000\text{m}^3 / \text{s}$ の「それぞれ幅を持った 2 つの基本高水」を設定のうえ、総合治水対策の審議を進め、その中で基本高水をあらためて集約することとしました。

基本高水選定の審議状況は、以下のとおりです。

(1) 基本高水選定への審議経過 (~ 第 21 回委員会)

委員会は第 8 回委員会 (2004 年 11 月 12 日) で確認された全体議事フローに基づき、まず計画規模 (治水安全度) と基本高水の設定をめざして「項目 A」の検討に入りました。第 10 回委員会 (12 月 21 日) では「甲武橋地点を計画基準点として、計画規模を $1 / 100$ として議論を進める」ことを決定。同時に「以降の議論の中で問題が生じた場合には、計画規模を再検討する」という“立ち戻りの原則”も確認しました。

第 11 回委員会 (2005 年 1 月 14 日) からは確率雨量と計画対象降雨の設定の審議に入り、洪水到達時間や一雨降雨、計画降雨継続時間、引伸ばし倍率、時間分布・流域分布による棄却等の議論を重ね、第 14 回委員会 (3 月 10 日) では流出解析のためのワーキングチーム (WT) を設置しました。具体的な流出解析の作業については、専門的な数値の検証作業等が必要なことから、流出解析の手法 (流出モデルの選定)、流域分割、ハイドログラフの再現、流出モデル係数の設定等の検討、検証作業を委ね、検討経過をその都度、流域委員会に報告して討議の素材を提供してきました。

同 WT は 3 月 26 日から 6 月 23 日まで 9 回にわたって協議を重ねましたが、4 月 18 日の第 16 回委員会には流出モデルの選定についての評価表を提出し、審議の結果「準線形貯留型モデル」を選定し、各委員から指摘されたこのモデルの問題点については今後の作業を進める中で整理していくことを確認しました。6 月 20 日の第 19 回委員会には基本高水を設定するための方法として、流出予測を行う算定条件の設定とともに 2 つの「ピーク流量一覧表」(別紙 2) を提示し、7 月以降 2 回にわたって、カバー率を基本に考えるか (下記 2 . (2) の「設定 1」の考え)、棄却基準を基本に考えるか (同「設定 2」の考え) について議論を重ねました。

(2) 第 22 回、23 回委員会の審議状況 (主な審議項目及び委員意見等)

8 月からは 4 回にわたって集中審議を行い、全委員が発言する中で基本高水選定のための最終的な議論を重ねました。第 22 回、23 回委員会では、次の 5 点について、全委員の現時点での意見を確認し、議論しました。

実績降雨を $1 / 100$ 年確率の降雨 (計画規模) に引き伸ばす倍率を 2 倍程度以下に

限定した上、カバー率（引き伸ばし後の降雨を基に算出した基本高水のピーク流量群のうち、選定対象となる流量が全体の何番目になるか、その充足割合。60～80%になった例が多い）を考慮して選定する「設定1」の方法（旧建設省河川堤防技術基準（案）の解説に記載された方法に準じた選定方法）と、引き伸ばし倍率に特定の限定を与えず（今回の場合、試算上3倍以下としている）、引き伸ばし後の降雨量が時間的、地域的に大きく偏るもの（異常降雨）を一定の基準に基づき棄却し、棄却後の最大値を採用する「設定2」の方法（現在、国土交通省が所管河川で採用している方法）のどちらを選択するか。

観測点数が少ないとき（昭和30年代）のデータを採用するか否か。

「設定1」を選択した場合の引き伸ばし倍率、また、「設定2」を選択した場合の引き伸ばし倍率を、各々どれぐらいに設定するか。

起こりえない異常降雨として棄却する基準をどの程度（何年確率）にするか。

～ の選択の結果、基本高水のピーク流量をどれぐらいにするか。

（その次に、「これらに関する各委員の意見は「委員意見一覧表（基本高水設定）」（別紙3）のとおりですが」とありますが、この「委員意見一覧表（基本高水設定）」（別紙3）のとおりですが」というのを削除していただきたいと思います。これは、理由は後ほど申し上げます）

これらに関する各委員の意見は、旧建設省河川堤防技術基準（案）の解説の方法で選定し、最大でも4,000m³/sとすべきという意見と、世界的に異常気象が多発している中、できるだけ多くの降雨実績を検討対象にする、国が採用している現在の方法によるべきという意見（最大で5,000m³/s）とに、大きく分かれました。

また、昨年10月に発生した23号台風のデータ（降雨量等）に基づく引き伸ばし後の降雨パターンについては、「設定1」では、カバー率が94%となります。さらに、「設定2」の場合では、6時間雨量が基準（176mm）を約12mmオーバーすることから棄却対象となります。しかし、このことについて、「直近の大きな降雨であり、今後、このような雨が降ることは十分に考えられる。単純に棄却するのではなく、検証が必要である」という意見が多数あり、第23回委員会では県から検証結果について説明（引き伸ばし後の6時間雨量を棄却基準内に引き下げた1/60年確率程度の降雨量で再計算した結果、4,465m³/sとなり、少なくとも4,500m³/s程度以上の高水設定が必要と考えられる）がありました。

（別紙4参照）

（3）第24回委員会の論点整理及び集約

9月5日の第24回委員会では、まず「基本高水」について運営委員会でまとめた下記の「定義」を確認し、これまでの議論を集約して下記のように論点を整理しました。

【基本高水の定義】

基本高水は計画規模に対応する洪水について、総合的な治水対策を決めるための基本となる最大の洪水であり、目標値である。河川整備基本方針の策定にあたっては、基本高水に対応した河道、貯留施設（ダム、遊水地等）、流域対策（森林、農地、ため池、学校・公園・家庭などの各種貯留等）での分担量を定める。河川整備計画においてはその分担にもとづき、今後20～30年の具体的な対策を定める。

【論点の整理】

これまでの審議を通じて選定すべき基本高水ピーク流量については概ね、 $3,600\text{m}^3/\text{s}$ ～ $4,000\text{m}^3/\text{s}$ および $4,500\text{m}^3/\text{s}$ ～ $5,000\text{m}^3/\text{s}$ の2つの考え方が対立している。

2つの数値の対立の背景には、基本高水の位置づけや考え方、定義等についての食い違いが存在し、それぞれの数値を主張する中でもさらに2つの考え方が並存している。

すなわち、「基本高水は河川整備基本方針に掲げる将来の目標数値であり、流域の人命あるいは財産の安全・安心をもたらすための治水対策の目標値で、きちんと対応できるような設定値にしなければならない」という考え方は共通している。

しかし、基本高水は「計画降雨量に対し、対策を考える上での想定すべき流量として位置づけるものである。」という考え方と、「環境とか財政などの諸条件と照らし合わせても実現可能な範囲にとどめなければならない」という考え方に分かれている。

もう一つは、総合治水対策における「流域対策の効果」を大きく評価するか、小さく評価するかによって基本高水に対するアプローチが異なっている。

そのうえで議論を行ったが、「基本高水の選定は、どのような総合治水対策が取れるのかということと密接にかかわっており、その議論にまったく入らないまま選定するのは難しい」という意見と、「基本高水はあくまでも予想される最大の洪水量を設定し治水対策の目安とするもので、治水対策の可能性を判断して決めるべきものではない」という主張が対立して、一つの基本高水に集約することが困難な状況になっていました。3時間余の議論を経ても論点を深めることができず、一本化した基本高水を設定するメドを見出すことができませんでした。このため、時間切れの中で委員長から下記の集約案を提案し、第25回委員会（9月14日）に結論を持ち越しました。

「とことん議論を行い、合意点を見出す」という方針で時間をかけてきたが、現時点では具体的な総合治水対策の議論を含めて審議しないと議論にならず、対立点をほぐし合意形成を図るのは困難である。

なお、本日の審議の中で基本高水ピーク流量について 2 つの数値以外にもその中間的な案も出された。しかし、いずれの数値も背景には総合治水対策と不可分に結びついており、河道対策や貯留、流域対策の審議を先行する中で絞っていくほうが合理的である。

したがって、議事フロー A の基本高水の選定は、この段階では数値的に幅を持った 2 つの基本高水を目標値として設定し、それぞれに対する総合的な治水対策(議事フロー B)を検討する中で並行して絞り込みの作業を進める。

このことは、全体議事フローを決める際に確認した「立ち戻りの原則」(設定した基本高水が対策を検討する中で適当でないと判断したら、いったん設定した数値に立ち戻り見直すこともある)を先取りして、選定の可能性のある複数の基本高水を仮に選定しておいて、それぞれに対応した対策を検討してから選択することになる。一部には難しいという声もある「立ち戻る原則」を保証することにもなり、単なる“先送り”ではない。

(4) 第 25 回委員会の結論

第 25 回委員会では前回(第 24 回委員会)の集約案をもとに、なお一つに絞るべきだという意見を交えて 3 時間半にわたって議論を重ねたが、これから審議に入る総合治水対策の具体的な中身が見えてこない中で合意できる数値を選定することが困難であることがより鮮明になり、この集約案をもとに直ちに総合治水対策の審議に入ることが賢明であるということで、合意が図られました。

今後は 2 つの基本高水を想定して、基本方針と整備計画の具体的な対策を検討し、そのうえで最終的には基本高水の一つに絞ることになりました。

3. 総合治水対策の検討

第 25 回委員会で「2 つの基本高水」を設定し、検討フロー「項目 A」の審議を一段落したあと、第 26 回委員会(2005 年 10 月 7 日)ではさっそく総合治水対策を検討する「項目 B」、ならびに利水・環境に関する課題を検討する「項目 C」、そして情報の共有化や流域の連携等に関して検討する「項目 D」の検討に入りました。

総合治水対策については昨年 12 月の第 10 回委員会で「農地・森林」「環境」「まちづくり」の 3 つのワーキンググループ(WG)を設置し、それぞれの分野と視点から総合治水対策にかかわる課題の抽出作業をすすめ、適宜運営委員会に報告して「項目 B」の協議を

スムーズに始動させるための下準備をしてきました。今年 5 月 13 日の第 17 回委員会では各ワーキンググループが洗い出した総合治水の検討課題を、項目 B (治水関連) と項目 C (利水・環境関連) に分けて一覧表に整理 (別紙 5 参照) しました。さらに第 18 回委員会では総合治水対策の検討課題について、治水対策を検討していく際にそれぞれがどのような項目と関連してくるかという「総合治水の B 関連一覧表」(たたき台) をまとめて、基本高水設定後の総合治水対策の本格的な審議に備えてきました。

6 月 20 日の第 19 回委員会では新たに総合治水ワーキングチーム (WT) を設置し、同 WT は 7 月 20 日以来 10 月 5 日までに 6 回にわたり会議を開き、具体的な作業の進め方をまとめました。流域対策から順次、河道対策、貯留対策の各区分ごとに検討をすすめる内容等を審議してきました。

こうした WT からの報告を踏まえて 10 月 7 日の第 26 回委員会では、委員会が検討・協議を進めるにあたって「総合治水の枠組みと検討の進め方」について、次のように確認しました。

総合治水の枠組みと取り組みの体制

総合治水は河道を中心としたこれまでの治水対策から脱却し、広く流域全体で総合的に治水を考える新しい河川法にもとづく総合的な治水管理の考え方である。理念としては兵庫県も掲げているが、その具体的な展開については部分的な先行事例はあるものの、総合的な施策としては全国的にも模索を重ねている段階である。

したがって、武庫川の新しい川づくりを総合治水の観点から取り組むには、河川管理者である兵庫県は旧来の縦割りの発想から脱却し、関係各部門が総合治水に取り組むことの今日的意義と価値を評価し連携して対応する組織的な裏づけが不可欠である。河川管理者である兵庫県のみならず、流域の各自治体はもちろん利害関係者や関係機関、流域の住民も総力を挙げて協力・協働して総合治水の推進に取り組むことが必要である。そのためには知事直属の「武庫川流域総合治水会議」のような推進組織を設置し、全庁的な推進体制の確立が望まれる。

総合治水対策の対象範囲の明確化

総合治水対策の範囲は、検討項目一覧表 (議事フロー B 関連) に示された流域対策、河道対策、内水対策、土砂対策から災害安全度の向上や地域防災力の向上等すべてを含む。

対策の可能性と効果の検証

個々の対策については「期待される効果」とその目的の相互関係を明確にし、実現の可

能性とその条件を具体的に検証する必要がある。その際、現時点では効果を数値に表すことが困難である対策等についてどのように扱うかの検討が必要である。

基本方針ベースの対策と、整備計画ベースの対策の区分

対策が超長期におよぶ基本方針ベースの対策と、概ね 20～30 年を目途とする整備計画ベースの対策を峻別し、その相互関係についても留意する。

先行事例を武庫川で生かす

総合治水対策は、個々の対策では全国的に先行事例があるため、それらの事例を収集するとともに、武庫川での適用の可能性や応用の可能性を検討する。

関係部局、関係機関の協力、並びにヒアリング、調査検討の依頼

短期間に武庫川における総合治水対策を立案するためには、関係部局、関係機関の協力が不可欠であり、関係自治体を含めたヒアリングや調査・検討の依頼等にも速やかな対応をしてもらえるように配慮を求める。

以上の確認にもとづいて、今後は総合治水 W T が各 W G の協力を得ながら精力的に検証をすすめ、順次、流域委員会の審議にのせていく方針です。

4．項目 C (利水、環境) 項目 D (情報の共有、流域連携) も並行して協議

項目 C と項目 D の課題については、W T による総合治水の検討と並行して調査・検討をすすめ、逐次流域委員会に報告しながら、提言のたたき台をまとめていきます。

農地・森林の W G が提案した課題のすべては、総合治水対策に関連することから、総合治水 W T の作業の中で一緒に検討していきます。

環境 W G が提案した課題は、総合治水 W T で一緒に検討していくものと、環境 W G 独自にあるいはまちづくり W G と共同して検討していく課題に分けて作業を進めます (別表参照)。この中では大きく分けて、自然環境にかかわる問題、水循環の健全性にかかわる問題等の側面から提言をまとめていきます。

まちづくり W G が提案した課題は、総合治水 W T で一緒に検討していくものと、まちづくり W G 独自に検討していく課題に分けて、別表のように作業を進めていきます。

5．基本方針と整備計画の検討を並行して進める

総合治水対策の検討は、基本方針ベースの対策と整備計画ベースの対策の 2 つに分けて検討しますが、先に述べたように両者は並行して審議していきます。

整備計画ベースの対策は、治水の「暫定目標値」の設定案も含めて河川管理者からたたき台の提出を早期に求め、これをもとに審議していきます。

基本方針ベースの対策は、その計画目標期間等の検討課題も残しており、基本方針の位置づけの議論も並行しながら審議を煮詰め、最終的には2つの基本高水案を1つに絞っていきます。

6. ポスト武庫川流域委員会の体制についての提言（流域会議等の展望）

当委員会は諮問にあたり2年間で答申を出すよう求められていますが、この中間報告を出した時点でなお多大な検討事項を残しています。期間内でどのような形で提言をまとめられるかは予断を許しませんが、いずれにしても現時点では不透明な問題や、将来にわたって計画の検証や見直しが必要な問題も出てくることが予想されます。期間内に明らかにできるものと、具体的な検討等を先に委ねることなど、問題に応じて適切な対応が必要になります。

また、当面する武庫川整備の基本方針、整備計画を策定することができたあとも、具体的な計画を推進していくうえで流域住民の参画と協働をどう進めていくかについても課題が残されます。武庫川づくりにおける参画と協働の理念は、計画の策定時だけでなく、その後の具体的な年次的整備事業の推進段階はもちろん、計画と進行の検証においても、流域住民や流域自治体との参画・協働の実効性の確保が求められます。

したがって、当流域委員会は提言をまとめるに際しては、武庫川流域委員会が任務を終了したあとの「武庫川づくり」における参画と協働の推進体制についても具体的に盛り込むよう議論をしています。具体的には、リバーミーティング等においてすでに流域委員会から流域住民および諸団体等に対して、武庫川に関心を持つあらゆる団体が参加する「武庫川流域会議」のような組織を立ち上げるようメッセージを発信しています。

河川管理者である兵庫県知事におかれては以上のような状況を踏まえながら、武庫川流域での総合治水を本格的に推進するために、先に述べた庁内の推進組織はもちろん、流域自治体や住民、専門家等で構成する第三者機関の設置を検討されるように期待します。

当委員会では今後の審議の中で具体案について煮詰めていきますが、兵庫県におかれても、この段階から新しい体制づくりについて当委員会の議論を踏まえながら準備をされるよう、要請しておきます。

以上が中間報告案の本文であります。これには、その後ろについております別表並びに各段階でまとめてきた資料、協議の足取り、議事フロー等々についてのかかなり膨大な添付資料をつけ加えることになっておりますが、それに関しては省略をさせていただきます。

それで、2点だけ補足をしておきたいと思います。

1 つは、最後の 6 章で触れたポスト武庫川流域委員会の体制についての提言であります。これは、既に本文の中で触れておりますように、当流域委員会が来年の 3 月を目標に提言を取りまとめ、そして基本方針、整備計画が作成された後、一体どのように後をフォローアップしていくのかということについて大変懸念が残るわけでありまして、したがって、速やかに来年度以降も新しい組織で体制を組まれるように、今から前倒しで提言をしておかないと、最終提言で取りまとめたも間に合わないということで、中間報告に盛り込もうというふうに運営委員会で協議しました。これが 1 点であります。

2 点目は、先ほどの 3 ページで、「「委員意見一覧表(基本高水設定)」(別表 3)のとおりですが」という 1 行を削除していただきましたが、本文の二、三枚後に A 3 の大きな一覧表があります。それから、A 3 のはみ出した分の一番最後にも同じものが入っております。これは、第 22 回、23 回の委員会にご出席、傍聴していただいた方はご承知のことかと思っておりますが、4 回に及ぶ集中審議を効率的に進めていくために、全委員がどのような考え方であるかということ 키워ド的にかいつまんで一覧表にしたものであります。どの委員がどういう見解を持っているかということを一覧表にさせてもらいました。当時、その委員会の中では、この資料を配付するにあたって、各委員とも非常に短い形でまとめておりますが、それぞれのご発言の中ではいろんな条件がついている。だから、ここに出ているキーワードだけで判断できない、幅がある委員がたくさんいらっしゃるわけでありまして、したがって、委員会の討議を進める上で、それぞれの発言をお聞きいただく際の手元資料として参考に持っていただくと非常に便利なので、傍聴者を含めて配付させていただきましたが、この表だけがひとり歩きしていくと大変誤解を生じやすい。その 5 文字か 6 文字ぐらいに集約されたものの中身は、かなり幅がある内容ですので、そのところのご理解がいただけないと問題を起こしやすいので、その会議限りというふうな形で使わせていただきました。集中審議の間はこれを使ったんですけれども、こちらもちょっとそこがありまして、この中で盛り込んでしまいました。やはり最終的には、これは討議の場の手元資料という扱いにとどめて、報告書の添付からは外させていただきたいということで、削除をさせていただきました。この委員会に提案する文書ができた後で、そのような判断に変更させていただきました。ご迷惑をおかけしますが、そのところはひとつご了承をお願いしたいと思います。

その件も含めて、この中間報告案の本文に関してご審議いただきますようお願いいたします。ご発言のある方は挙手してください。

岡田委員 単なる文字の間違いだけですけれども、2 ページの(2)の8行目のところと、次ページの初めの段落の2行目のところに、「旧建設省河川堤防技術基準」とありますが、これは「河川砂防技術基準」です。

中川委員 もう少しはっきりした方が、論点が明確になるのではないかという提案なんです。3 ページの下から5行目、「しかし、基本高水は……という考え方と、……という考え方に分かれています」という2つが書かれています。委員会の中でもかなり時間を割いて議論をした論点の1つがこれだったと私は認識していますが、前者の括弧に書かれているのは、基本高水というのはビジョンなのだ、あるいはトレンドという表現もあったかと思いますが、あるいは目標値だということで、要するに実現できる担保そのものと必ずしもリンクしないのが基本高水なんですよという考え方が1つありました。もう1つは、実現可能性というものを含めて定めるべきなのではないかという意見があって、実現可能性というところが大きな論点の1つだったと思いますが、ここの3行の表現ではその辺がはっきり読み取れない。

具体的に申し上げますと、その3行上に「すなわち、「基本高水は河川整備基本方針に掲げる将来の目標数値であり、」云々、「治水対策の目標値で、きちんと対応できるような設定値にしなければならない」というくだりが書かれております。これは共通しているというふうにあるんですが、そこのところが共通しているということでなかったのではないかな。

具体的な修文の提案を申し上げますと、「治水対策の目標値であるという考え方は共通している」。ここはそうだったろうと思いますが、「きちんと対応できるような設定値にしなければならない」というのは、むしろ「しかし、……」から続いております後者のかぎ括弧の「環境とか財政などの諸条件と照らし合わせてもきちんと対応できるような実現可能な設定値の範囲にとどめなければならない」という表現の方が、より当時の論点が明確になるのではないかと思いますので、提案をさせていただきます。

もう1点は、感想なんですけれども、23号台風のところの表現が非常に詳細にわたって記述されておまして、ここにこれだけ割くほど討論のボリュームがあったのかなというのは、ちょっと違和感を感じます。23号台風を入れたいというのは、運営委員会でも県の方から、23号台風の検討結果について委員会で議論したんだということは中間報告にぜひ入れていただきたいということでしたけれども、ほかと濃淡がつき過ぎている。ここまで細かく書くのであれば、ほかにも拾い上げるべき少数意見というのはあったように私としては感じております。

あと、非常に細かいことですが、皆さんもお気づきと思いますけれども、 m^3 / s の S は小文字だろうと思います。

以上です。

松本委員長 具体的な修正の提案が出ております。3 ページの論点の整理で、下から 6 行目の「……考え方は共通している」という分は、「きちんと対応できるような設定値にしなければならない」というところでは共通していなかった。ですから、「治水対策の目標値であるという考え方は共通している」ということにして、「きちんと対応できるような設定値にしなければならない」というのは、むしろその下の「環境とか財政などの諸条件と照らし合わせてもきちんと対応できるような実現可能な範囲」ということでいいですか。

中川委員 「実現可能な設定値の範囲にとどめなければならない」と。

松本委員長 「環境とか財政などの諸条件と照らし合わせてもきちんと対応できるような実現可能な設定値の範囲にとどめなければならない」という考え方に分かれていると、このような修正意見であります。

確かに、上の「……目標値で、きちんと対応できる……」というところは少しあいまいで、気にはなっていたところです。そういう具体的提案がございますので、何か意見があれば、出してください。

もう 1 点は、その上の (2) の 3 ページの「また、……」以降 9 行ほど、23 号台風に関するデータのくだりが、他の記述に比べて突出して浮き上がり過ぎているのではないか、もう少し簡略化してもいいのではないかというご提言でございますが、このあたりはどうでしょうか。バランスの問題ですね。

中川委員 そうです。

松本委員長 より具体的に、この辺は要らぬのと違うかというところはあるですか。

中川委員 具体的な修文のご提案を申し上げますと、添付資料として委員会に県の方から提出された別紙 4 をつけるのであれば、ここに既に書かれておりますので、今のパラグラフの「第 23 回委員会では県から検証結果について説明」の後ろの括弧書きは、私はなくてもいいのかなと思います。ここに別添 4 の中身を要約して記述していますよね。

松本委員長 括弧内が要らぬということですね。

中川委員 レベルを合わせるのであれば、ほかの資料も同じように、資料の要約を書いていかないといけないことになりますので、このあたり、ちょっとどうかなと思いましたが、いかがでしょうか。

松本委員長 最後のところの 2 行分の括弧内は不要ではないか。そのぐらいで何とかバランスをとりますか。

これに関してご意見はございますか。

岡田委員 中川委員の言われるように、3 ページの七、八行の部分は、私は必要ないと思います。別紙 4 の内容をここで書いてあるだけですから、もう少し簡略化して、単にこういう意見もあった、別紙 4 を参照されたいという程度でいいのではないかと思います。

松本委員長 この 10 行ほど全部要らぬということですか。

岡田委員 昨年 10 月に発生した 23 号台風のデータに基づいて、4,500m³ / s 程度以上の高水設定が必要と考えられる、4,465m³ / s という値が考えられるという意見がありました、別紙 4 参照という程度でいいのではないのでしょうか。ここでこういうことを書くと、ほかの別紙 1 とかそういうところでも、一々説明が要るような感じに受け取られませんので。

佐々木委員 確かに、ここの部分だけ異様に詳細に書かれています。添付資料がこれとは別のまとまりでございまして、資料 2 - 2 の添付資料の 7 ページに、各流域委員会の粗筋が数行でコンパクトにまとめてあります。23 回流域委員会というのは、「6 名に及ぶ委員が」というところから始まって、以下 5 行ほど 23 号台風のことが出ていまして、これは細かい数値等には触れていないので、これぐらいの大まかな内容をここに要約して載せた方がいいんじゃないでしょうか。

松本委員長 ほかにございますか - - 。

全体の経過は詳述すればいいけれども、全体のバランスの問題もあるので、なぜこれが突出しているんだというふうな誤解を与えるというご意見だと思います。

少しここを簡略化して、ほかのものとトーンを合わせるということにすれば、最後の方の「引き伸ばし後の 6 時間雨量を棄却基準内に引き下げた.....必要と考えられる」というのは不要であるということと、1 行目の真ん中あたりからの「引き伸ばし後の降雨パターンについては」という数値の説明があるあたりは 別紙 4 を見れば、あるいは委員会の討議の内容の中で理解ができるので要らぬだろうというご意見ですが、台風 23 号のデータの取り扱いについては、一たんは消えたのを復活させたという経緯がございまして、「また、昨年 10 月に発生した 23 号台風のデータについて、「直近の大きな降雨であり、今後、このような雨が降ることは十分に考えられる。単純に棄却するのではなく、検証が必要である」という意見が多数あり、第 23 回委員会では県から検証結果について説明がありました」と

いうふうな形に短縮したらいかがでしょうか。

田中 河川計画課長の田中でございます。

23号台風に関する記述の問題ですが、ご存じのとおり今年の台風21号、23号というのは、兵庫県下で猛威を振るったものでございまして、当武庫川流域委員会の治水について検討していただく上では非常に重要な現象であると受けとめております。また、知事からも、その辺を十分議論してもらえという指示もあり、こういった形で書かせてもらっています。やはりそういうところをこの中間報告の中には十分盛り込むべきではないかと私どもは思っております。

したがって、委員長の方からご提案のありました修正の形で、前文の部分のカットはよろしいんですが、我々が検証した中身を、この中間報告を読んでいただく県民の皆さんの側から見れば、もうちょっと詳しく説明する必要があるのではないかと思います。括弧内の引き伸ばし後のというくだりは、そのまま残しておいていただきたいと思います。

中川委員 私は、このくだりを中間報告に書く重要な意味は、流域で起こったことを、棄却基準を杓子定規に採用すれば棄却されるんだけれども、委員会としては看過できない事象であったのできちんと検討したということだと理解しております。ですから、基準どおりにいけば棄却されるデータだったんだけれども、検討したということが十分伝わるような内容であることの方が、私は県民にとっては理解しやすいと思うんです。

今課長は、括弧の中を残していただきたいとおっしゃったんですが、基本高水について相当議論した人間であれば、この記述を読んで、ああなるほどと、ある程度わかると思いますが、一般の県民の方がこの中間報告を読んで、この3行の短いところに圧縮された意味が、意味どおりに理解できるとは思えないんです。例えば、「1/60年確率程度の降雨量で再計算した結果」というのが何を意味しているのか、これはわかりにくいと思います。

ですから、委員会としては、去年起こった、流域だけでなく県下にも非常に大きな災害を残したものを決して軽視するのではなくて、きちんと検討していますと。このことが正しくメッセージとして発信できる文面であることの方が、むしろ大事だと考えます。

田中 括弧内のくだりで、中川委員からのご指摘がございしますが、短いくだりではどのくらい理解していただけるかという考えはあるかもしれませんが、ここのところを全くカットすれば、どんな議論をしたか、どんな検証をしたのかということが県民の皆さんに余計見えてこないのではないかと思います。

別紙 4 で、私どもが提出させていただいた資料は、そのくだりをより補強していただくという意味でつけさせていただいていますので、それでも十分理解していただけるのではないかと考えております。

奥西委員 今の意見は、私としては了承できないと思います。つまり、この計算は、流域委員会の合意に基づいて計算をしたものではなくて、今意見が分かれているところの一方の考え方に立って計算したものであって、それをあたかも委員会がその内容を了承したように受け取られるような書き方をするということは、先ほど中川委員がおっしゃったとおり、誤解を招くと思います。

谷田委員 去年の台風の被害についてなんですけれども、去年は、総雨量が 175.5 だったんですね。そのとき、甲武橋基準点では流下能力が 3,800m³ / s あったんですけれども、そこを 2,900m³ / s 流れた。だから、去年の台風の被害は、基本高水に余り関係がなくて、川を道路で削ったとか、低地に住んでおられたところが削られたわけですから、自然環境を考えたら、そこは被害が起こるのは当たり前のことです。それをわざわざ基本高水をこうしないといけないというのだったら、何ほども人間がぐちゃぐちゃにいっぱい家を建てておいて、基本高水、流下能力がないからということになります。もうちょっと大きな目で見れば、私は、このパラグラフは全部削ってほしいと思います。

その前の昭和 58 年のところも、総雨量は 204. 何ほで、今度の 24 時間雨量 247 よりはかなり少ないわけです。20 年前なんですけれども。だから、基本高水云々だけではなしに、もっと自然環境、どういうところに家を建てたかということを考えたら、このパラグラフは削るべきだと私は考えます。

田中 奥西委員のご指摘の件ですが、これは、我々事務局が独自の判断でやったというわけではなくて、複数の委員さん方から、昨年の台風 23 号はもっと検証すべきだという強い要請がございました。それに基づいて私どもがやったことであって、別に事務局が勝手にやったものではないということをご理解ください。

それから、谷田委員のご指摘の件ですが、23 号の時の降雨そのものを使うという議論ではなくて、今している議論は、降雨パターンを使うということでございます。昨年降った雨を直接どうこうということではございません。その点、ご理解ください。

松本委員長 台風 23 号の解析、位置づけのデータの出し直しに関しては、今田中課長からは、事務局でという話がありましたけれども、委員会の事務局は、兵庫県の河川計画課がなっております。しかしながら、河川計画課は、同時に河川管理者の現場の所管課であ

りますから、我々の委員会の議論の中では、事務局としての立場と河川管理者の立場を、例えば田中課長は両方を担っているわけでありまして、その時々使い分けてきたはずです。

したがって、台風 23 号のデータの $4,500\text{m}^3 / \text{s}$ 以上の高水設定が必要と考えられるという主張をしたのは、事務局ではなくて、河川管理者としての意見でした。委員会として、台風 23 号も棄却するのではなく検証が必要であるということで、検証して考えんかということを確認に県には申しましたが、 $4,500\text{m}^3 / \text{s}$ 最低必要だというのは河川管理者の意見であるということは、ちゃんと区別しておいていただきたいと思います。

伊藤委員 私も、台風 23 号は考慮に入れるべきだと提案した一人ですけれども、この書き方で数値まで出てくるということは、この数値を基本高水に使えるというようにとられてしまいます。我々の結論は、2本の線でいこうということをやっております。ですから、ここでは、台風 23 号を検証していくということだけあればいいのではないかと考えておりますので、そういうふうに提案させていただきます。

佐々木委員 私、ニュースレターの関係で、これまでの議事録を詳細に読んでおりまして、その記憶からいきますと、23 回の流域委員会は、八十何ページに及ぶ議事録だったんですけれども、6名の委員の方が、23号台風をもう一度検証してもらいたいということで意見を出されています。それ以前の委員会でも、23号台風を再検証してもらいたいという意見が出ておりまして、第 23 回で、これは偶然なのかもわかりませんが、河川管理者の方から検証したものが出てきた。これが最低 $4,500\text{m}^3 / \text{s}$ は譲れないんだという部分のもとになったんですけれども、そういう経緯のことを書けばいいのであって、細かい数値まで触れなくてもいいのではないのでしょうか。

奥西委員 先ほど谷田委員が発言されたことと田中課長の発言について、私の意見を言いたいんですが、委員が一致して重要だと思っているのは、23号台風で降った雨とそのときに起こった洪水が直近のデータとして重要だということを言っているのであって、それを引き伸ばしてつくった、私に言わせれば、架空のデータが、直近の経験値であるというものではない。そういうことを申し上げておきたいと思います。

したがって、引き伸ばしたものが棄却条件からはねられるということになれば、そういう引き伸ばしの結果として棄却条件にひっかかったのであって、それは粛々として処理をすべきであると思います。

佐々木委員 今の意見に対してなんですけれども、 $1 / 100$ で表をつくったときに、23号台風がほんの 12mm の差で棄却されてしまったということで、おのおのの委員が、やはり

実害がありましたので、検証してほしいということで、それなら、幾らぐらいの確率の降雨に相当するのかということで、1 / 60 というのが出てきて、4,800 幾らでしたけれども、1 / 60 でもう一度検証し直したところ、4,500 何がしになったかと思imasるので、そういうふうにしてしまったということではないということです。

奥西委員 今おっしゃったこと自体は正しいだろうと思います。ただ、それは棄却条件 1 / 400 ということを満足するように修正をしたというものであって、全委員が 1 / 400 の棄却条件を納得しているわけではない。納得していない委員もあるというものを使って計算したものであるということをお願いいたします。1 / 400 で棄却するということについては、全委員が一致して賛成したわけではないということをお願いいたします。

佐々木委員 1 / 400 というのは、1/100 確率、24 時間雨量 247 mm から出てきた 1 / 400 なので、それは 1 / 400 にしてしまったということではなくて、これ以上はあり得ないだろうということでそれを棄却の基準にしたということです。それはちょっと違うのではないかと思いますけれども。

奥西委員 1 / 100 でないから、棄却したわけではありません。

松本委員長 今の議論は、本来は本委員会でこのデータをどう取り扱うということすべきものでありまして、今中間報告をまとめる中で、その議論をやっているとちょっとかなわないので、ここは、私が予想したとおり、非常に重要なポイントとして皆さん方からご指摘があって、県の河川管理者もこだわっておられるということが今の話で明瞭になったと思うんです。ここは経過に触れている部分で、結論の可否について出す部分ではないわけです。したがって、経過については、バランスを考えた経過を記述するしかないだろうということです。

本来は、23 回の委員会で、ここの論点についての議論をもう少ししておくべきだったかもわかりません。ただ、いずれにしても、県の河川管理者が、23 号台風の再検証に基づいて主張された 4,500m³ / s 以上の設定というのは、2 つの設定枠、4,500 から 5,000 の中に含まれる数値でありまして、それも含めて議論を先送りしているわけありますので、今の議論はここで打ちどめていただきたいと思imas。

多分こだわりは、委員会としては、23 号台風が棄却されているのではぐあいが悪いのではないかとということで、それについて再検証してほしいという意見があったのは事実であり、そのことを県の方で検証した結果に基づいて、4,500m³ / s 以上の高水設定が必要であるというのは、河川管理者の主張だったんですね。だから、委員会の議論の経過とし

て、河川管理者が 23 号台風の検証結果に基づいて $4,500\text{m}^3 / \text{s}$ 以上の設定が必要と考えられると主張したということ、ここに記録にとどめても何ら差し支えはないのではないかと思います。ここはそのように取り扱ったらいかがでしょうか。

文章としては、「昨年 10 月に発生した 23 号台風のデータについて - - あと二、三行は飛ばしまして、「直近の大きな降雨であり、今後、このような雨が降ることは十分に考えられる。単純に棄却するのではなく、検証が必要であるという意見が多数あり、第 23 回委員会で、河川管理者は再検証に基づき $4,500\text{m}^3 / \text{s}$ 程度以上の高水の設定が必要であると主張した」。県は主張したということ、これを記録にとどめることではいかがでしょうか。

当然、これは今後の審議の重要な論点になります。この河川管理者の主張に対して、当委員会がどう判断するかというところが、本来の当委員会の任務でありまして、そのところは現実に出ているわけです。あの審議の段階でも、県の方からは、もうちょっとこのところでは議論がほしかったという不満が出ていましたけれども、それは済んだ話で仕方がないので、そのように扱うことではいかがでしょうか。

岡田委員 12 ページの降雨の検証という河川計画課のつくられた資料でございますが、この内容について、特に間違っているとも何とも思いませんけれども、最後の参考というところに、他の降雨も含めた検証結果ということで、いろいろ書かれておりますが、ここまで書かれるのであれば、23 号台風のときの甲武橋における実績流量というものがわかっているわけでありまして、それを当然書くべきであると思います。これは検証結果だけで、実際にどれぐらい流れていたのかということ、大体 $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ ぐらいであったということは、痕跡などの証拠からわかっているわけですから、参考としては実績値が非常に重要な意味をなしますので、それを書いていただきたいと思います。

松本委員長 別紙 4 という第 23 回委員会の資料 2 - 3 の中にそれを入れるということですか。

岡田委員 そうしていただいた方が、一般の方は理解しやすいと思います。ただ、降雨パターンと計算流量だけであれば、実際にこのときにどれぐらい流れていたのかということは一般の人にはわかりにくい。これだけの大雨であったけれども、甲武橋では実績の流量としてはこれだけであったということ、これを理解するには参考になると思います。県も、その流量がこれぐらいであったということは確認しておられるわけですから、それも書くべきであると思います。

松本委員長 当時の実績流量は幾らだというのは、あのときに議論に出ていましたね。

岡田委員 流域委員会の中では、そういう資料も出されて、確認もしておりますから、ここでせっかく参考として書かれるのだったら、わずか 1 行で済むことですから、それぐらい書いていただいたらどうかと思います。

松本委員長 この表の中にですね。

岡田委員 はい。

田中 この表の取り扱いですが、これは実際に委員会で使用した資料という形で出させてもらってしまして、それにつけ加えるということも可能なのでしょうか。これは、県の方から説明させていただいた時に、説明資料として出したものをそのままつけておりまして、加工するということはよろしいのでしょうか。

松本委員長 口頭で説明したことが漏れていたものの補強だということで、本文に入れないから、ここに 1 行書いても別にいいんじゃないですか。

田中 それは結構です。

松本委員長 では、そのように扱ってください。

中川委員 先ほど委員長からご提案いただいた文章ですが、日本語としてかかり方がちょっと微妙かなと思います。意見が多数あり、河川管理者の県からこれこれが必要という主張をされたという文面だったかと思いますが、そうすると、委員会からの意見を受けて河川管理者がそのような主張をしたというふうに読めてしまう。修文の提案がすぐ口をついて出てこないのですが、かかり方を少し考慮する必要が……。

松本委員長 一たん切りましょうか。

中川委員 「多数あり、事務局から再計算結果が提示された。」とか。このくだりを、委員会として入れなければならないというふうには私は感じないのですが、中間報告という性格上、河川管理者の主張をここに数値としてきちっと述べておきたいという河川管理者さん側のご意見でしたら、そこはかかり方をはっきり分けて書くべきものかと思います。ただ、委員会として出す中間報告ですので、そのあたりは私はいかがかなと。ここは議論された経過を粛々と記述するべき内容なのではないかと考えています。プロセスとしては、この再検討はとても大事だったと思っています。

松本委員長 文章的には、「検証が必要であるという意見が多数あり、」から県の主張につなげると話がややこしいので、「多数あり、再検証結果が提示された。」と、一遍切ったらいいいですね。「この結果に基づき、河川管理者は 4,500m³ / s 以上の高水設定が必要であると主張した。」と、こういうことでいいですか。

田中 確認ですが、先ほど岡田委員の方から出された別紙 4 のところにつけ加える文章で、 $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ というのは、上流の青野ダムの洪水調節機能を発揮させた結果の数値という断り書きをつけさせていただきますけれども、それでよろしいですか。

岡田委員 もちろん、結構です。

松本委員長 先ほどからの修正をもう一度読みますと、「また、昨年 10 月に発生した台風 23 号のデータについて、「直近の大きな降雨であり、今後、このような雨が降ることは十分に考えられる。単純に棄却するのではなく、検証が必要である」という意見が多数あり、第 23 回委員会では、事務局から検証結果の提示がありました。河川管理者は、この結果に基づき、「少なくとも $4,500\text{m}^3 / \text{s}$ 程度以上の高水設定が必要である」との主張をしました。」。それでよろしいですか - - 。

では、事実経過としてこういうことがあった。これがこれからの議論で、基本高水を 1 つに絞っていく段階では大きな論点になることは間違いないと思いますので、そこは経過としては残しておくということにしたいと思います。

先ほど中川委員から指摘されたその下の段は、先ほどの整理でよろしいですね - - 。

あと、ございますか。

田村委員 6 ページの 4 の項目 C、項目 D も並行して協議という中身ですけれども、「別表参照」と「別表のように」となっていますが、どういう資料が入るのかということをお聞きしたいのと、基本高水とか総合治水とか重要な議論の途中経過を中間報告として提示していくというのは、当然私もそうだと思いますけれども、まちづくりワーキンググループも 5 回ほどやっています、見えないところで、現地を歩いたり、写真を撮ったり、自前の調査をどんどんしています。それを前回第 26 回委員会で、私欠席でしたけれども、佐々木委員から説明してもらったと思いますけれども、このあたりもちゃんと提示していただければありがたい。これからどんどん肉づけしていったり、今まで分析したものをどういうふうに具体的に計画に生かすかという提案はしていきますけれども、次の中間報告がいつになるのかわかりませんので、今の段階で、前回第 26 回の資料 2 だけでも添付資料としてつけていただけないかと思います。

松本委員長 田村委員ご指摘のように、まちづくりワーキンググループのところの別表というのは、今ご指摘の資料を最終的に取りまとめていただいて添付するということになります。本文に関しては、ワーキングチームについては、内容的には今回の中間報告の中では割愛した方がいいだろうということで外しております。資料としては、それを添付す

る予定にしております。

ほかにございますか - - 。特になければ、中間報告はこのように決定させていただきま
す。

字句等誤りがありましたのは、そのとおりに修正するというので、先ほどの修正を付
加して、ご了承いただいたものとして決定したいと思います。ありがとうございました。

松本委員長 それでは、引き続き次の議題に移りたいと思います。

冒頭に議題の提案をさせていただきましたように、流域 7 市から、それぞれの自治体の
区域で抱えておられる武庫川の整備についての問題点、課題、あるいは整備計画に対する
ご要望等について、本日は総括的にお話を伺いたいと思います。そういうふうな趣旨で、
各市の市長さんをお願いをしました。

本日のご出席者をご紹介したいと思います。本日は上流からご紹介をいたします。

篠山市の円増建設部長さんでいらっしゃいます。

三田市の建設経済部の久下建設課長さんでいらっしゃいます。

神戸市の建設局下水道河川部の中島河川課長さんでいらっしゃいます。

宝塚市の秋山土木部長さんでいらっしゃいます。

宝塚市は、土木部公園河川室の足立水政課長さんもお出席いただいております。

伊丹市の濱片建設部長さんでいらっしゃいます。

伊丹市は、もうお一方、建設部下水道整備室の藤田管理・水政課長さんもいらっしゃっ
ております。

尼崎市の岡野都市整備局長さんでいらっしゃいます。

西宮市の浦川土木局長さんでいらっしゃいます。

西宮市は、もうお一方、土木局下水道部の大竹下水河川計画課長さんもいらっしゃっ
ております。

以上の方々に本日はご出席をいただいております。お招きしながら、短い時間で大変恐
縮なのですが、10 分程度を目安として、上流部から順次ご発言をいただきます。

まず、篠山市の方からお願いいたします。

円増（篠山市） 篠山市の円増です。よろしく願いいたします。

委員各位におかれましては、設立から今日まで 90 回に及びます武庫川流域委員会での取
り組みに対しまして敬意を表します。

上流武庫川につきましては、平成 14 年に自然を生かした治水対策検討委員会が設置され、

神戸大学の道奥委員長を初め、地元 4 集落の自治会、土地改良区、そして植物、鳥類、魚類、昆虫などの各分野の委員と、丹波県民局、篠山土木事務所が事務局となり、22 名の委員で構成され、7 回にわたり検討がなされてきました。

当地域は、昭和 58 年、平成 8 年の洪水では大きな被害を受け、特に平成 8 年の洪水では、舞鶴若狭自動車道のトンネル入り口が土砂崩落を受け通行どめとなったのを初め、当地域に大きな被害をもたらしました。また、地域の特徴といたしまして、篠山口駅近くには谷中分水界がありますように、勾配の緩い平たん地でありますことから、支流河川の水がはけずに冠水するといった、いわゆる内水問題で困っている地域でもございます。

このような状況を踏まえ、検討委員会の結果、河道改修計画は早期着手を第一に考え 1 / 2 年確率とし、さらに貴重な生物や植物が生息しておりますことから、生態系に配慮しながら、平成 14 年、15 年で約 400m、そして 16 年、17 年で約 800m と試験的に施工していただいております。地元としては、これまで洪水のたびに冠水し、農作物被害に悩まされてきただけに、約 8 km の区間の早期改修を望まれており、貴重種の保護のために改修工事がおくれることのないよう厳しく言われております。

総合治水対策についてでございますが、上流武庫川委員会の中で遊水地についても議論がなされましたが、議論の余地なしという意見が大半でございました。ほかに、農地のかさ上げやため池等の整備等が考えられますが、個人負担が伴うものについてはなかなか理解が得られないと感じております。たとえため池等の改修で補助制度があったといたしましても、今日の厳しい財政状況下では対応は難しい状況にございます。

今日、地球温暖化の影響を受け、全国各地で局地的な集中豪雨が頻発しており、河川工学的なことでは解決できない状況で、今後におきましては、ソフト面での対策、ハザードマップ、浸水マップの作成とあわせて、避難場所の設定などが必要であり、おのおのができる対策は何かを考え実行することの積み重ねが大事であると感じております。

以上、よろしく願いいたします。

松本委員長 ありがとうございます。ご質問は、7 市全部お話しいただいた後、一括してさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、引き続き三田市の方からお願いいたします。

久下（三田市） お世話になっております。いつもご苦労さまでございます。

最初にお断りさせていただきたいと思うんですけれども、本日、三田市におきましては臨時市議会ということで、助役、部長が出席できませんので、私、建設課長の久下がかわ

りましてご報告させていただきたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

まず、三田市の概要についてでございますけれども、三田市は二級河川武庫川の上流部に位置しております。二級河川武庫川は、市域内約 25.6km を縦断して流れている三田市にとりましても重要な河川でございます、現在、三田市広野から下流につきましては確率年 1 / 10 で整備が進んでいるところでございます。

その後、武庫川の改修とともに、昭和 48 年度より事業着手されました北摂三田ニュータウンの開発につきましても、おおむね完成となってきております。人口につきましても、9 月末で約 5 万 7,000 人の入居がありまして、三田市全体は 11 万 3,000 人強となっておりますので、市の人口に対しまして約 50%の方がニュータウンのお住まいということで、そのような人口比率となっております。市の人口につきましても、ニュータウン開発に伴いまして人口増加が続いてまいりましたが、今後は大幅な伸び率は見込めない状況となっております。

このニュータウン開発に伴いましての治水問題につきましては、それぞれ調整池を設置しておりまして、排出量を調整して二級河川武庫川に放流しております。そのほか、雨水貯留といたしまして、学校のグラウンド並びに公共施設の 8 カ所に約 1 万 2,000 トンの貯留システム、また 3 カ所につきましても、ため池のかさ上げ等によって 2 万 9,000 トンの雨水貯留を行ってきております。これらの調整池とか雨水貯留施設によりまして、治水対策によりましては一定の貯留機能を持たせながら、二級河川武庫川の増水と治水対策に寄与しているものと考えております。

その他の開発におきましても、調整池指導要領等によって調整池を設置する指導を行ってきております。あわせて、兵庫県におかれましては、施工管理が行われている二級河川青野川の青野ダムにおきましても洪水調節が実施されておりました、昨年の大変被害をもたらしました 23 号台風の際にも、計画高水量の範囲で洪水を免れたところでございます。

また、森林の保全に関しましては、過去は山林の保全がなされ、三田市はマツタケの産地として有名でもありましたけれども、現在は山林の放置、荒廃が進み、マツタケの発生も少なくなっている状況であります。以前より県の事業を導入するとともに、市民の理解を得ながら森林ボランティア等によって里山保全活動を進めておりますが、今月 10 月 30 日に三田市において実施されます第 29 回全国育樹祭を契機といたしまして、今後、里山、森林の保全を推進するために、より深く自分自身にかかわる問題といたしまして、いろん

な取り組みとか森林ボランティア活動の定着が広がり、健全で豊かな緑を次の世代につなげていくための取り組みを実施いたしているところでございます。

三田市の総合治水についての考え方でございますけれども、三田市にとりましても、治水対策につきましては、先ほど申しました二級河川武庫川における浸水被害とか河川の安全安心な維持管理等の必要性について十分に認識いたしております。

治水対策について考えられる内容につきましては、流域委員会の中でいろいろご議論されているとおりでありまして、例えばため池のかさ上げによる貯留量の確保、農地のかさ上げ等による貯水量の確保等が考えられると思います。まず、ため池のかさ上げにつきましては、堤体のかさ上げによる補強工事等、貯水量の確保のための周辺土地の確保等の補償等について問題、課題があるかと考えております。また、農地の畦畔のかさ上げによる貯水量の確保につきましては、農地の湛水区域の借地補償等に対する地権者との調整とか協議が今後重要な課題になろうかと考えております。また、三田市の農地につきましては、以前から土地改良事業の補助導入によって圃場整備事業が進められておりまして、優良農地として整備が進んでいるところから、いろんな関係機関との調整が必要であろうかと考えております。

いずれにいたしましても、流域委員会の委員の皆様方によりまして、安全安心して暮らせる総合治水対策をまとめていただきまして、総合治水対策につきましては、二級河川武庫川を主流河川に持つ三田市にとりましても、市として対応できる対策が何であるかを検討していきたいと考えております。しかしながら、市独自での治水対策を進めていくにはそれぞれ限度があることから、河川治水事業としての予算的な対応があるのか、また流域関係市の中での話し合いによって武庫川流域として総合的な対策を考えていくのか、流域委員会の答申を受けて治水対策を進めていきたいと考えております。

きょうは部長が欠席しておりますけれども、以上の内容で今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

では、引き続き神戸市の方から願ひします。

中島(神戸市) 当流域委員会といたしまして、1年半にわたります熱心なご議論に心より敬意を表します。

私どもも、ちょっとお断りになりますけれども、ご存じのように、きのう市長選挙とい

うこともございまして、幹部の出席の調整が結果的にできませんでした。この点どうぞお許しくださいませ。

神戸市の状況でございますけれども、武庫川の本川といたしまして、北区の道場町を中心に約 6.3km ほど流れております。一方、支川でございますけれども、神戸市内では、同じく二級河川の有野川が約 13km 弱、有馬川が 4.3km、あるいは長尾川、八多川といったものがございまして、ご存じのように、主にこの支川の二級河川に沿って住宅地が過去より開発されているといった特徴を持っております。人口的には、およそ七万人ぐらいが定着しているといったオーダーになろうかと思えます。面積的には、武庫川の流域が約 500km² としますと、その中で神戸市域は 17.7% ほどございます。神戸市域の武庫川流域の中で市街化されておりますのは約 20% と、大きくはそういった数字になろうかと思えます。つまり、武庫川全体から見ますと、神戸市域と申しますのは、大きな原因となるべき上流域とも言えますけれども、一方で、二級河川武庫川の支流も入れた場合に、大きな人口が直接接して定着しているといった面もあわせて持っております。

武庫川に関しましては、過去いろいろございましたが、大きいところでは、昭和 58 年の豪雨で支川の有野川で橋梁が流出するなど大きな被害も出ておりますし、今年の台風におきましては、武庫川本川羽束川合流付近で道路が通行不能になったり、孤立の民家が床下浸水し、しかも救援に行く消防隊などが通行不能で一時孤立状態になったということがありまして、武庫川水系全体がそうでございますけれども、我々神戸市にとりましても整備がぜひ急がれるところであります。

本日議論になっております特に総合治水の課題について、若干考えを述べさせていただきます。

もちろん総合治水というのは、考え方自体に異論のあるところは全くございません。当然、流域のパートナーとして努力すべきです。ただ、その中で、実現可能性といったことがいろいろと問題になってこようかと思えます。先ほど来おっしゃっておりますように、個々具体の施策になりますと、どうやってその実現を担保するんだということが出てまいります。つまり、総合治水で、目標流量のうち、そういう流域対策でどれほど分担するのか、その他は治水対策でどれほど受け持つのか、この辺は、先ほど委員長がご説明なさいましたが、当委員会でもいろいろと悩みどころとして議論されてきたところでして、私どもも同感でございます。

ただ、そういう大きな目標、我々の目標値はどこかということは、単に与えてください

というのではなくて、我々これから県と一緒に技術連絡会等で議論していく中ではっきりさせていかなければならないと思っております。つまり、流域対策自体でこれだけ大きく変わっていくといった議論に一定の実感を持ってやっていきたいと思えます。

それから、やはり一朝一夕に実現できるものではないという性格を持っていますので、いわゆる基本方針と整備計画の関係の議論がいろいろなされておりすけれども、それと同じように、その時間軸の中でどのような目標を設定するのか。もし近々の整備計画レベルでの流域対策の目標値を設定するとすれば、その可能性の裏づけとしての規制制度とか財源とか、そういったかなり突っ込んだ議論も必要不可欠になってこようかと思えます。

神戸市域におきましても、農地関係も結構多うございまして、ため池も、数え方にもよりますけれども 300 ほどありますし、公園や学校もそれなりにございます。そういった意味で、流域治水、ため池における問題等、先ほど三田市さん等も述べられましたので、重なる点は省略しますが、具体の問題はいろいろと解決すべきものが多いと思えます。

それから、現状でございますけれども、我々、団地開発等をしてくるにあたりまして、1 つは県さんの枠組みで、1 ha 以上の開発については洪水調整池の設置を指導しておりますし、我々神戸市でも独自に 3,000m² 以上の開発について洪水調整池の設置を指導しております。ただ、これはあくまで行政指導でございますし、例えばその開発業者が倒産とかで洪水調整池がつぶされるといったことも懸念されますので、神戸市では新たに 17 年度より、そういった個々の例については、民間につくらせた調整池もみずから引き取って、我々の施設として管理していくといった方針を打ち出しております。

一方、これも微々たる対策ですけれども、各戸の貯留ということも話題になっております。現在、東灘区で、いわゆる雨水タンクに 3 分の 2 の補助制度を設けるといったことをモデルケースとしてやっておりますけれども、今後地域を広げるということについて検討しているところでございます。

限られた時間でございますが、いずれにしましても、今後、県さんあるいは周辺の市町さんと共同歩調で、流域治水に対して総合的な検討を積極的にやっていきたいと考えております。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。

では、引き続き宝塚市さん、お願いします。

秋山（宝塚市） 宝塚市の秋山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、武庫川流域委員会の皆様方におかれましては、武庫川整備の計画検討に対する日ごろのご活躍に敬意を表しますとともに、兵庫県、関連各市の皆様方のご尽力に対しましてお礼を申し上げます。

まず、宝塚市の状況でございますが、武庫川は、南部市街地を二分して流れておりまして、市民の心のよりどころでございます。また、まちづくりにおきましても、親水空間の利用を目的としたマイタウン・マイリバー整備事業を始めまして、整備が完了いたしました高水敷を河川敷公園として利用しており、武庫川は市民生活に密着して、また大変大きな役割を果たしているものと言えます。

一方、本市の状況でございますが、宝塚温泉の衰退や宝塚ファミリーランド等の撤退によりまして観光客が減少するなど、中心市街地のにぎわいが失われつつある状況でございます。現在、活性化の方法を模索しておりまして、昨年度よりマイタウン・マイリバー事業区域において都市再生プロジェクトを産官学で取り組み、今年度は社会実験の一つとして武庫川の清掃などの活動をエコマネーに変換する取り組みも行っております。このような活動を重ねることによりまして、武庫川を中心として人々が集い、にぎわいを復活することができないかと考えているところでございます。

また、武庫川は、昔は暴れ川として地域住民に恐れられており、最近におきましても、昭和 58 年、平成 11 年、また昨年と、本市に大きな被害をもたらしております。武庫川堤防の破堤という最悪の状況には至らなかったものの、床上浸水や道路崩壊などが多数発生いたしております。

昭和 58 年の洪水を契機に、河川管理者である兵庫県に対しまして対策を講じていただくべく要望を行い、改正前の河川法に基づきます工事实施基本計画が策定され、その後、下流域から準備が進み、ようやく本市の市街地区間の整備が完了しつつあるところでございます。昨年の台風 23 号では、その工事の効果が発揮されたものと考えております。

しかし、上流部の武田尾地区におきましては、昭和 58 年、平成 11 年に台風により被災しております。その際、暫定的ではございますが、対策工事がなされたものの、台風 23 号では暫定対策以上の洪水により地区のほとんどの家屋が床上浸水被害を受けましたので、武田尾地区住民の武庫川改修に対する期待は大変強いものでございます。現在、兵庫県におきまして、当地域に対する対策案が提示され、地域住民の合意がほぼ得られたともお聞きしております。今後は、1 日も早く住民の皆様が安心して暮らせるように事業を進めていきたいと切に願うものでございます。

また、最近の集中豪雨や巨大台風などの異常気象状況におきまして、武庫川流域住民には今の整備では不十分であるという考え方もございまして、さらなる対策を望む声もあります。したがって、想定される最高の基本高水に基づきまして、安全度の高い河川基本方針及び河川整備計画を早期に決定され、市民の生命や財産を失うことがない武庫川づくりを仕上げていただきたいと考えております。

武庫川の治水につきましての本市の取り組みとしましては、兵庫県の武庫川ダムゼロからの検討を受けまして、平成 11 年には、宝塚市わがまちの水を考える 100 人委員会などで市民から水施策に対する提言を受け、平成 15 年度には、治水、親水、環境を 3 本の柱とした市域の水に関する施策の基本方針となります宝塚市水のマスタープランを策定しております。その結果につきまして、本市の総合計画にも位置づけまして、各種の施策を実施しているところでございます。

このマスタープランは、市域を 7 ブロックに分けまして、各ブロックにコンセプトを設定し、原因、課題を抽出して、河川、水路改修、またハザードマップの作成、公表、下水道雨水排水計画の見直し等、それに加えまして雨水貯留施設の導入、普及、水と緑のネットワークの創出などの施策を展開していくものでございます。このマスタープランを実施することで、武庫川における総合治水対策に寄与できるのではと考えております。

この水のマスタープランの取り組みは、行政だけでは当然不十分でございまして、流域住民と一緒に取り組む必要があり、住民との協働により成果を出していくことが重要であると考えております。また、今の社会状況の中で、マスタープランのすべてを実施していくことは困難でございますが、実施可能な事業から継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、武庫川流域委員会の皆様には、武庫川流域の市民が安心して暮らしていけますよう、武庫川の治水対策の方針等を早急に取りまとめでいただくことを要望いたしまして、宝塚市の意見とさせていただきます。

松本委員長 ありがとうございます。

では、引き続き伊丹市さん、お願いいたします。

濱片（伊丹市） 伊丹市の濱片でございます。

武庫川流域委員会の運営につきましては、治水対策を軸に、利水、環境に係るいろいろな問題について精力的な議論をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、昨年は、梅雨期の集中豪雨やたび重なる台風の上陸で、全国各地に甚

大な水害、土砂災害が多く発生しております。近年の集中豪雨の増加など自然的状況の変化や社会的状況の変化に起因した想定外の雨の降りようが原因ではなからうかというふうにも思っております。

武庫川の整備方針、整備計画は、河川改修の将来計画と当面の暫定計画により危険度を明確にして、治水安全度を高める安全な武庫川づくりに向けて、幅広い流域での対応を含めた総合的な観点からの治水計画が策定されることを期待しております。洪水被害の頻度といたしますか、どの程度の洪水に対応するかということも大切かとは思いますが、一たん破堤してこうむる被害の甚大さも重要なことだと思っております。その深刻さを軽減する施策を、ハード、ソフト面にわたって、円満というんですか、いい結論が出ることを望むものであります。

流域対策についてですが、伊丹市では、宅地化の進展に伴う流出増大により、従来の河川整備を中心とする治水だけではなく、河川の洪水処理施設と流域対策の両面から洪水被害の軽減と防止を図る必要があるという認識のもとに、宅地開発等指導要綱に基づきまして、雨水流出抑制対策として、雨水流出量を最小限に抑えるため、雨水貯留施設、雨水浸透施設等の設置のお願い、協力を開発業者に求めているところでございます。

いずれにいたしましても、河川は、国土を守り、住民の生命、財産を守る重要な都市施設であると認識しております。伊丹市では、市内に天神川、天王寺川という天井川で全区間ではないですけれども天井川が 2 川ございます。これの治水対策にいたしましても、武庫川の計画いかんによって影響を受けるものと思っております。我々といたしましては、市内の治水対策、武庫川という大きな意味での流域対策の両方を踏まえて、安全で安心に生活できる、暮らせるといった計画を立てていただくことを期待しております。当委員会の皆様方も、大変ご苦勞で、熱心に真摯に議論されているというふうに認識はしておりますけれども、早くその結論がまとまりますことを期待いたしまして、伊丹市の意見とさせていただきます。

松本委員長 ありがとうございます。

では、引き続き尼崎市さん、お願いいたします。

岡野（尼崎市） 尼崎市都市整備局の岡野でございます。

武庫川流域委員会の松本委員長様を初め、各委員の皆様方におかれましては、昨年 3 月以来大変熱心にご検討いただいておりますことを、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。

本日は、総合治水等に関する尼崎市の考え方について一言述べさせていただきます。

尼崎市は、武庫川の下流域に位置することから、直接武庫川に注ぐ河川はなく、流域面積は 1.6km²、武庫川の流域面積のうち本市の占める割合は約 0.3%でございます。

また、地盤沈下により市域の約 30%が大阪湾の平均満潮位以下であり、自然排水が不可能な状態でございます。このため、内水の排除が最大の課題となっております。特に昭和 25 年にジェーン台風と高潮で致命的な浸水被害を受けるに至り、武庫川も含めました高潮防潮堤事業計画が検討されると同時に、堤内地の浸水対策を主目的とした下水道事業に着手いたしまして、以来半世紀にわたり公共下水道の整備を進めてまいりました。現在では、当初目標に決めました計画降雨強度である 6 年確率、1 時間当たり 46.8mm の整備をほぼ達成した状態でございます。

このように、本市におきましては、市内に降る雨のほとんどを雨水ポンプにより強制的に排水しなければならないという状況から、雨水流出抑制は大変大事な課題でございます。昭和 61 年度から雨水の浸透対策に取り組んでまいりました。公共によります雨水浸透施設の設置に加えまして、住環境整備条例に基づきます事前協議制度を通じて、民間開発の際に浸透施設の設置を指導し、16 年度末で官民合わせ浸透ますが約 4 万カ所、浸透管が約 134km、浸透舗装は約 70ha となっており、その結果、推計値ではありますが、1 時間当たり約 4 万 m³ の雨水流出抑制効果があると試算しております。

また、そのほかにも、市内に残されました貴重な農地の保全策として、農地約 84ha を農地所有者等の同意を得て生産緑地に指定しており、今年度には 2 ha の追加指定を行いました。降雨時におきまして、遊水池機能等を期待できると考えております。

このように、本市は内水の排除を最大の課題として取り組んでまいりましたが、地勢の関係上、武庫川の破堤は本市域に壊滅的な被害をもたらすところでございます。特に昭和 58 年の台風 10 号に伴います記録的な豪雨の際には、本市におきましても一時溢水の危険がございました。また、昨年 23 号台風においても相当の水位上昇があったところでございます。このため、当面の治水対策として、昭和 62 年から実施していただいている広域基幹河川改修事業並びに平成 17 年度から実施いただいている築堤補強工の着実な進展を期待するところでございます。

利水、環境面について申しますと、山や森林などが無い本市におきましては、武庫川の水辺空間は貴重な資産でございます。現在、武庫川の洪水敷のほとんど、約 45ha が都市公園となっており、散策、水遊び、スポーツなど多くの市民に親しまれ、本市の自然あふれ

る数少ないレクリエーション空間として役立っております。また、本市の北西部にある六樋からは農業用水及び工業用水を取水して、本市の産業活動に生かしております。

最後に、本市といたしまして、総合治水対策においては、何分市域のほとんどが既成市街地でかつ低地であるという本市において、できる施策は限られてはおりますが、武庫川流域委員会におきまして、各流域の特性に合わせた広域的な観点からの役割分担を示した治水対策を十分議論していただき、河川整備基本方針、河川整備計画の策定を進めていただきたいと考えております。今後とも、関係各市と協力して、武庫川の改修に協力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

では、最後になりましたが、西宮市さん、よろしくお願いいたします。

浦川(西宮市) 西宮市でございます。

委員各位におかれましては、武庫川の治水のあり方について熱心なるご審議をいただいておりますことにつきまして、この場をかりて厚くお礼申し上げます。

総合治水に対する本市の意見を幾つか述べさせていただきます。

まず、武庫川の治水安全度を早期に引き上げることにつきましては、武庫川の下流に居住する本市市民の強い願いで、市議会におきましてもたびたび議論されているところでございます。武庫川は、流域面積が約 500km²、延長 65km の二級河川でございますが、急流で流達時間も短い暴れ川として、昨年 の 23 号台風、昭和 58 年の 10 号台風等、たびたび大きな被害を受けております。天井川となる下流には、高度に土地利用されて人口、資産が集中した地域が広がっており、万一洪水で破堤した場合にははかり知れない被害となります。また、堤体下の地盤につきましても十分に強固であるとは言いがたい状況で、東南海・南海地震が危惧される中で、住民の不安がさらに募っている状況でございます。昨今の風水害は、過去の事例をはるかに超えた規模となる場合が多く、本市といたしましては、下流に暮らす市民が安全で安心して生活できるよう、他の河川と比べましても低い武庫川の治水安全度が一刻も早く改善されることを望んでおります。

計画策定にあたっての基本方針についてでございますが、河川整備は都市づくりの基本となるもので、一定の期間を持って考える必要があります。長過ぎても、社会経済情勢の変化などの与条件が違ってまいりますので、現在委員会で暫定的に決められております 100 年という数値は妥当な数値であろうかと思えます。

まず、基本高水についてでございますが、 $4,500\text{m}^3 / \text{s}$ という基本高水を単純に考えますと、流域面積は約 500km^2 でございますので、6 時間降り続けたといたしまして、時間当たりの降雨量が 35mm 程度になります。この降雨というものは、あながち非現実的なものではございません。昨年、九州では、数日の間で 1 年間に相当する降雨があらわれるなど、降雨の影響といえますのは近年広域的で長時間に及んでおります。

本市といたしましても、安全面から数値の大きい方がいいわけでございますが、治水対策には長期間、多額の費用が必要になることは十分承知しております。計画が早期に具体化し、効果を発揮することが大切でございますので、基本高水につきましては、本委員会の議論を踏まえて、河川管理者がしっかりと判断し、できるだけ早期に決定していただきたいと考えております。

武庫川の整備につきましては、武庫川の厳しい状況を考えますと、すぐにでも一定の効果の発現が不可欠になります。したがって、まず現在進められております 17 年に 1 度に相当する暫定改修をできる限り早期に仕上げていただくこと。その後の改修につきましては、限られた予算の中で、環境にも配慮しながら、段階的に治水安全度を引き上げていく計画が必要ではないかと思っております。

なお、流量を本川で抑制するダム計画につきましては、即効力のある手段の一つであると考えますが、いずれにいたしましても、本流域委員会で討議された内容をもとに、河川管理者におかれましては、現実的で実現可能な整備計画を早期にまとめられますよう切望しております。

総合的な治水対策といたしまして、森林保全や開発抑制、農地の活用などが取り上げられているところでございます。本市におきましても、南部市街地を対象に、水はゆっくりためて流すといった流出抑制型の雨水対策に取り組んでいるところで、総合的な対策が重要であることは十分承知しております。

開発抑制対策につきましては、都市計画による市街化区域の線引きで開発が抑制されており、また市街化区域の中でも、開発にあたりましては緑地の保全や調整池を義務づけるなどの制限を加えており、一定の効果があられるものと考えております。

その他につきましては、効果を発揮するまでには相当時間がかかると考えております。滞水池や貯留池などの大規模なものにつきましては、河川施設として整備していくものと思いますが、容量や設置する場所、降雨の降り方や流達時間などの影響で、所定の降水箇所でのピーク流量をカットできない場合もございます。

また、都市全体で集中豪雨に対応する観点から、校庭や公園等の公共用地に限らず、貯留浸透施設などの設置をきめ細かに進めていかなければなりません。しかしながら、容量などの制約もございまして、効果については限定的であると考えております。

また、農地や畑、森林の保全につきましては、私有財産への制約が必要で、法整備などを進めていかなければならず、実現までにはかなりの時間を要すると考えております。したがって、まず河川本体で当面必要な改修強化をしっかりと行った上で、流域抑制対策につきましては長期的な観点から対応していく必要があるかと考えます。

最後に、本市といたしましては、武庫川沿川の市民が1日も早く安全で安心して暮らすため、今後も流域関連各市とともに武庫川の整備に最大限協力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。大変短い時間で恐縮でしたけれども、7市から、それぞれの区域における武庫川整備に関する基本的な問題点、課題、そして要望等について伺いました。

ここで一たん休憩をして、その後、委員の皆さん方からの質疑をしたいと思います。

当委員会では、総合治水対策の具体的な議論はまだ入ったばかりですが、先ほどの中間報告でも触れてありますように、既に昨年末からワーキングチームを発足させて、まちづくりあるいは環境、農地、森林の観点から、それぞれの分野ごとに対策整備の課題について抽出して、問題点にどのようにアプローチするかというフローチャートをつくっております。したがって、各委員の皆さんがそれぞれの部会に参加して議論されておりますので、これまで各市の自治体行政の方がどのように対応されているのか、どう考えておられるのか等について質問が多々あるかと思っております。ただ、詳細にわたる点については、また改めて機会を設けるということで、きょうは総括的に質疑を行いたいと思っておりますので、休憩時間中にご準備いただいて、よろしく願いいたします。

では、ただいまから10分間休憩をしたいと思います。

(休 憩)

松本委員長 では、議事を再開します。

休憩前に引き続きまして、7市のご担当者の方々に質問をお願いいたします。ご説明いただいた話に限らず、それぞれの自治体に対して、当流域委員会として今後対策を考えていく上で必要なことについて、忌憚のない意見交換の場にしたいと思いますので、よろし

くお願いします。

奥西委員 超過洪水対策について、各市のご意見をお伺いしたいと思います。超過洪水対策といいましても、今お聞きするのは、1 / 100 を超えるというのではなくて、現在の河川整備状況のレベルを超えるという意味での超過洪水です。

篠山市の方にお聞きしたいのは、現在の整備レベルが1 / 2 というので、我々としては、1 / 100 の治水安全度を考えている中で、現実が1 / 2 ということは非常に大きなギャップで、戸惑いを禁じ得ないわけですが、例えば、三田市では一応大丈夫とされている1 / 10 の洪水が来たら、篠山市域では直ちに人命が危ないというレベルになっているわけですね。そういうレベルの危険に対してどういう対策を今考えておられるのか、さらには1 / 100 の洪水が来たときにどうするというプランを持っておられるのか、できればお聞きしたいと思います。

三田市の方では、1 / 10 の整備がされているということですが、それでも決して現状で十分ではないわけです。私は、土地カンが十分ないんですが、1 / 10 を超える、例えば1 / 30 とか、さらには1 / 100 とかの洪水の場合には、堤防があふれて、周辺の農地が浸水するということを考えられていると思います。その場合、住宅地がどれくらい浸水するのか、私は十分把握しておりませんが、近い将来、農地の部分が開発されて住宅が建つということに対してはかなり神経質になっていないといけないだろうと思いますが、その辺のお考え方を特にお聞きしたいと思います。

あと、尼崎市、西宮市、時間の関係でどちらかに委員長の方で絞っていただいたら結構だと思いますが、下水道システムが、例えば1 / 100 の雨が来たときにどういうことになって、どういう対策が可能かということ、我々の委員会で考えても、取りつく島がないという感じを受けているわけです。担当の方がどういう考え方を現在持っておられるのかということをお聞きして、参考にしたいと思います。

あと、宝塚市の方にお聞きしたいのは、宝塚市新都市開発という計画が、まだというのは失礼ですが、掲げられていると思うんですが、それと、旧河川法での工事実施基本計画、1 / 100 洪水との関係、あるいは新河川法において現在審議中の1 / 100 の基本高水をして、これをどのように計画されているのか。特にお聞きしたいのは、現在線引きで、都市化するという予定の地域にない部分に計画されているのではないかと思います。その線引きを外した場合、武庫川に対してどういう影響があるという予測のもとに、この計画を進めておられるのかについてお聞きしたいと思います。

以上です。

松本委員長 今回の奥西委員と関連することで、ご質問のある方、いらっしゃいますか -
-。

では、まず超過洪水対策について、篠山市さん、三田市さん、それぞれどのように考えておられるか、お願いします。

円増（篠山市） 当地域につきましては、昭和 47 年、48 年に、圃場整備事業と関連して河川改修がなされて、その後において、支流からの内水問題もありますけれども、堆積土砂等もございまして河川断面が狭められたといったことで、平成 14 年から試験的に河積拡大の工事を施行してもらっているわけです。

今は、1 / 2 確率で整備を願っているわけですが、平成 8 年の洪水を例にとってみますと、計算上では 1 / 80 年確率というデータが出たという結果を聞いております。それを 100 年確率にしていくとなれば、当然河床も何 m か掘り下げないといかぬと思いますし、河川幅自体も広げないといかぬということになってまいりましょうし、下流の三田市さんとの関係もございまして。その辺は、河川管理者であります篠山土木事務所さんと協議しながら、お願いもしていきたいと思っております。

現時点においては、今やってもらっております河積拡大の工事をしてもらおう中で、今まで浸水していた区域については回復するのではないかと考えています。

久下（三田市） 今回の篠山市さんと一緒なんですけれども、三田市については、開発区域から下流については、現在 1 / 10 で改修がされているとお聞きしております。今後の改修につきましては、今 1 / 100 云々の話がありましたけれども、河川の管理者等と調整を進めながら、どこまでできるのか、これは武庫川全体の問題もあろうかと思っておりますので、三田土木事務所、県とも調整をしながらやっていただくのか、その辺については調整を進めていきたいと思っております。

あと、住宅が建つという話がありましたけれども、現在市街地につきましては既に住宅が建っております、農地等につきましては、武庫川沿川は調整区域となっております、当分の間は市街地というのは見込めないかと思っております。今後いろんな問題があろうかと思っておりますので、その辺は調整、検討していきたいと思っております。

ただ、三田市につきましては、昭和 58 年から 60 年、今の 1 / 10 で改修される以前は、三田市の庁舎も水が上がりまして、30cm から 50cm ぐらい庁舎を水が流れたという経過があります。その後、河川改修によりまして、庁舎につきましては浸水等は無くなったとい

うようなことでございます。

昨年度の台風につきましても、あれだけの洪水がありました。青野ダムの流量調整等、洪水調整の影響がありまして、三田市が一番下流の下田中地域につきましては、HWL 4 m 50cm が 4 m 29cm までということで、浸水等は免れた状況になっております。

いずれにいたしましても、今後の改修につきましては、県さんの方と調整しながら、どこまでできるのか、今後協議してお願いしてまいりたいと考えております。

松本委員長 下水道のことについては、環境のワーキンググループからも提起されていきますが、1 / 100 クラスの雨が降った場合にどうするのかというふうなことをお願いします。

岡野(尼崎市) 尼崎市の場合、先ほど 6 年確率 46.8mm と申し上げましたが、全国的にこの程度の計画降雨強度で設定施行しているのが現実でございます。確かに大きければ大きいにこしたことはないんですが、費用がかかりますので、あともう少し上げたいという気持ちは持っておりますけれども、この程度が現時点での整備水準と考えております。

さらに雨が降った場合ということですが、対応としましては、ポンプ場での処理能力 - - 排水能力をオーバーする分については、ポンプ場でのゲートを調整して、排水能力いっぱいでの排水を続けて、町が若干つかっても、それはやむを得ない。ポンプ場がつかりますと、以前名古屋の例でもございましたように、復旧に非常に時間がかかりますので、ポンプ場を守りつつ、最大限の排水を続け、小降りになるのを待つということでございます。

強い降雨は、そう長時間続くわけではありません。私のところで、1 時間で 46.8mm と設定してまして、これは 10 分ぐらいにしますと 70 ~ 80 mm ぐらいの強度があったのではないかと思います。そういう短時間でしたら、相当な降雨量にも耐えられるようになっております。下水としまして、相当降っても、武庫川の破堤部に比較できるような大規模な浸水というのは起こらずに、低地での床下浸水が中心になるのではないかと考えております。

浦川(西宮市) ちょっと補足させていただきますと、河川と下水道では時間が違います。我々、100 年確率に相当するような局地的な集中豪雨が平成元年にございまして、市内一体がつかったという状況でございます。ただ、市民の生命、財産に影響を与えるようなつきり方ではなくて、じんわりつかっていくということで、破堤した場合と全く異なるということだと思っております。

いずれにしても、ポンプ場がつかると基本的な能力がなくなりますので、ポンプ場の周りにいわゆる防水樋門を並べながら、周囲がつかってもポンプ場が機能するような対策が必要だと思っています。

昨今、下水道と河川の整合をとるべきであるという議論がございます。見る雨を同じような雨にしながら、超過洪水に対して下水道は、河川の状況もにらみながら、河川管理者の了解のもとに、ほうれるのかほうれないのか、こういった連携を今後しっかりとまとめることによって、できる限り都市に影響を与えないような対策は講じてまいりたいと考えているところでございます。

松本委員長 宝塚市さん、新都市開発の関係について、よろしく申し上げます。

秋山(宝塚市) 宝塚市北部地域で新都市開発ということでございますが、この計画は兵庫県企業庁の計画でございまして、宝塚市の方で、先ほどご質問のございました旧河川法、新河川法の関係等につきましては、ちょっと承知していない状況でございます。

山仲委員 7市の皆さんに同じ質問で答えていただきたいと思います。

先ほど超過洪水対策の話も出ましたが、超過洪水対策の一環、ソフト対策とでも言うんでしょうか、警戒避難の問題がございます。警戒避難の命令は市長さんにあるということでございますが、皆さんの市で、過去に警戒避難の命令もしくは勧告、指示というような3段階あると思いますが、降雨に起因した形で、この3つの段階のうち、出されたことがあるでしょうか。

もう1つは、どういう豪雨のとき、例えば、時間雨量が60mm以上とか、3時間で100mm以上とか、警戒避難命令を出す基準というようなものは作成しておられるでしょうか。この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

松本委員長 この範疇に入るご質問はありますか - -。

各市でということで、2つのご質問に対してよろしく申し上げます。

円増(篠山市) 避難勧告につきましては、去年の台風23号のときに、今田町の黒石ダムというところの下流で、圃場整備関連でつけた黒石川が危険であるということで、地域住民に避難勧告、それは市長が出すわけですが、市庁舎と今田地域とは大分距離も離れておりますので、今田支所で命令を出したということでございます。

2点目の指示を与える流量的なことにつきましては、今ちょっと答えられません。

久下(三田市) 避難の件につきましては、河川の増水等による避難は、今までやったことはないと思います。ただ、増水したときに、自主的に市役所の庁舎とか市民会館等に

避難をした経過はあります。山林の崩壊とかによる避難措置については、今までやってきた経過があります。

あと、豪雨について、避難の水量については、去年の 23 号台風で警戒水位近くまで来たということで、それを受けて、二級河川武庫川については、今回設けるということで、土木の管理者さんの方と調整しながら、現在作業を進めているところでございます。基本的には避難命令とかはあるんですが、今まではとった経過はないと思っております。間違っているかもわかりませんが、勧告ではないと思っております。

中島(神戸市) 避難勧告は、去年の台風 21 号、23 号で、六甲山の南側の妙法寺川で、避難勧告の実績がございまして、この部分は橋梁がかかっておりまして、河川の断面がかなり絞られているような特殊な箇所ですけれども、実績としてはございまして、明石川水系でも、避難勧告一歩手前までいったところがあったんですが、発令には至っておりません。

避難勧告については、市長がということですが、各消防署長が実質命令の権限を持っております。避難勧告にあたっては、河川の量水標、警戒水位を超えて、なおかつ増水する危険性があると判断した場合というのが発令基準になっておりますけれども、いかにも抽象的な表現なので、各消防署は、これをどのように具体化するか、行動計画ということで、特に去年の台風の反省を踏まえて、今検討しております。つまり、もう少し短時間の将来雨量予測を取り入れて発令すべきだというふうなことでやっていますが、いかにせん、短時間でどっと川の水位がふえる特性を持っておりますので、非常に難しいところがございます。

一方、ソフト対策としましては、いわゆるハザードマップで、ふだんから市民の方々に危険性を認識していただく、避難場所を認識しておいていただくということは地道に取り組んでおりますが、今年度あたりから、危険箇所に簡単なネットワークカメラを設置しまして、手元で水位の変化状況が手にとるようにわかるということで、昨今割と安価でそういうものができるようになってきておりますので、現在取り組んで、来年度も箇所をふやしていくということで、やっているところでございます。

秋山(宝塚市) 宝塚市につきましては、去年の台風 23 号によりまして、勧告、避難指示を行いました。避難命令は、ここ数年対応はしていないという状況でございまして。

避難勧告、避難指示につきましては、去年は、武田尾地区、避難勧告については、去年 23 号のときには、南口から中州地区について実施しております。

ほかのところでは、避難勧告とかいうような形になりますのは、山崖の方で、時間雨量 20mm、

継続雨量 100mm を超えますと、それぞれ危険地域についてパトロールを実施しております。その中で、水の飽和度等を参考にするスネークラインというのがございまして、それを突破しますと、その地域については避難勧告を実施するという考え方を持っています。

ソフト対策でございますが、昨年台風 23 号によりまして、武田尾地区については、兵庫県において、この 9 月に、水位状況の変化によりまして、回転灯、またサイレンが鳴るという対策をしていただきました。

ハザードマップにつきましては、武庫川については、流域委員会の方でいろいろとご議論されていますので、その結果次第で、市民からも早くつくっていただきたいという要望がございます。

濱片（伊丹市） 伊丹市では、河川関係での勧告等の指導を出したということはないんです。ただ、平成 6 年の集中豪雨のときに、伊丹の空港も含めて、あのあたりに時間当たり 107mm、トータルで 300mm ちょっとの雨が降りまして、伊丹段丘の近くにおられた五、六軒を避難してもらったという実績はございます。

伊丹の市役所は、国道 171 号線の南側に面しておりますけれども、このときの雨は、その国道が 50cm から 60cm の水かさになったわけですが、市役所の南側の地下 1 階の公用駐車場は全然つかっていないんです。だから、いかに激しく瞬間的に降って、庁舎の周りを流れていったかということです。じわじわと降る雨ですと、地下も完全に水没していると思います。雨の降りようが全然違うというか、想定できる範囲を超した降り方であったと思います。何遍も言いますけれども、市役所の北側で水位が 50～60cm、その市役所の地下が水位ゼロなんです。それだけの量が一瞬に降ったんです。

勧告の指示は、形式的には市長ですけれども、実際河川を対象にした対策につきましては、時間雨量 20mm 以上の見込みがある場合に、対策本部を設置し、対策本部でもって、今後どうしていくかと。先ほどのお話にもありましたように、抽象的なことになっていますので、それをどう数値化していくかというところの検討は必要と考えております。

ただ、数値化しても、先ほどの例のように、同じ敷地で、50cm とゼロの水位の違いがあるわけですから、どういうふうにとらまえたらいいかということは非常に難しい問題だとは思っております。

岡野（尼崎市） 最近では、尼崎市では避難勧告等の事例はございません。ただ、昭和 58 年の降雨時では、水位が武庫川の堤防であと 1 m ぐらいまで来ましたので、避難勧告を出すかどうかという話にいきましたけれども、水位がすぐ下がりましたので、結果的には出し

ていないというのが現状でございます。

基準ですが、雨量というよりは、河川の警戒水位等で、出すか出さないかの判断になっていくと思います。現実的には、ある程度雨が降ってきて、警報が出たりしますと、水防本部も設置しておりますので、そこで兵庫県さんなりと密接な連絡をとりながら判断しているというのが現状でございます。

浦川(西宮市) 私どもは、トータル雨量として 100mm を超えた場合、さらに時間雨量が 30mm を超えた場合、いずれかの場合につきましては、防災対策の担当職員が出向きまして、その後、初動対策といえますか、防災にかかわる連絡会議を立ち上げるかどうか判断いたします。その時点で、雨の降り方、それから、私どもは市内に水位計、雨量の観測網を構築しておりますので、その辺の状況を見ながら、今後の雨の降り方も勘案して、どう対応するかというのを決めてまいります。

場合によっては、水防司令 1 号、水防司令 2 号を出すと。これについては、市長からの命令を受けて出すというふうな手はずになっています。

避難勧告と避難指示は、今年の台風 23 号で、リバーサイド並びに生瀬の一部に出しております。あの時点は、非常に厳しい状況の中で、大方 1 時間ぐらいの間に避難勧告、避難指示という形で出しております。

池淵委員 きょうは、県と違う形で、7 市の非常に貴重なお話を承ったところでございます。先ほど来奥西委員も言われていた内容でございますが、県との調整とか、そういうお話の中で、市域にある河川の外水とか内水に対する対応の水準が、ある市は 1 / 6 とか、1 / 10 とか、1 / 20 とか、下流であれば、内水対策としては、5 mm のそういう話が幾つか出ていたと思います。

水準というのは、それぞれの地域の特性に応じてあるんだと思いますが、そういったものがまた本川に入ってくるので、バランスを持った形で、整備の基準が調整されて、先ほどおっしゃったような何年ぐらいの規模のものに対して対応すると。それが当面やられる整備の水準だというふうに聞かせておいていただいたらいいのか。当然独自にやっておられるわけではないと思うんですが、物によっては、上の方で整備をがんがんやると、本川が受け持つ部分としては大変な負荷にもなります。先ほど幾つか市の方が水準の数値を言われたんですけども、整備水準のバランスというか、県との間で、本川とのかかわりを含めて言われているのか。7 市の置かれている位置関係等もあろうかと思っておりますけれども、そのあたり、数字が結構ばらばらなように聞いたんです。

県は、県の管轄している河川においては、昔いろんな規模とか形で水準を説明されたときもあったんですが、例えば、武庫川で、各支川の整備について、何か整合を持った議論でそういう数字が出てきているのか、そのあたりをご説明いただければありがたいなと思って、質問させていただく次第でございます。

浦川（西宮市） 河川と下水道の計画にかかわる整合性、本河川とその他の河川、管理者が違う場合にどうするかということだと思えますけれども、その区域内の雨水にかかわる取り扱いにつきましては、計画段階できっちり協議をしています。

私ども、武庫川以外に、二級河川が市内南部に 6 河川ほどございます。これがおおむね 6 年確率ぐらいの整備の水準にあると。下水道も 6 年確率ぐらいの整備に水準にあるというので、今ぎりぎりの状況で調整ができております。ただ、私どもは、10 年ぐらいに上げる必要があるのではなかろうかと考えますが、本体の河川的能力がないといったこともございまして、河川の増強と下水道の増強が不可欠になっているということでございます。その場合には、必ず管理者同士が協議をしまして、可能かどうか、他に方法がないかというのを調整しながら進めていくということでございます。

松本委員長 ほかの市の方で、今のご質問でお答えいただけますか - -。

池淵委員 大体同じような回答と理解すれば、よろしいですか。

松本委員長 では、必要があれば、また個別にお伺いすることにします。

田村委員 まちづくりとか都市づくりと武庫川の関係で、幾つかご質問したいんですけども、1 つは、武庫川の上流域、特に三田、西宮北部、あるいは宝塚北部といったところで、武庫川の河川整備基本方針を検討したり整備計画を検討するスパンが、50 年、あるいは 100 年、あるいは整備計画でも二、三十年という中で、将来の流域の状況がどうなるかということで、今ある資料等をよりどころにいろんな検討をしているわけですけども、例えば、三田市さんなどでは、総合計画の目標、人口とかそれに応じた土地利用とか、あるいは市街化区域の設定というのは、この数年、全国的な人口減少ということもありまして、そういう状況にいていない。このまま伸び悩むのか、計画どおり伸びていくのか、そういったことが川を考える上でも重要な要素になります。西宮北部も、2005 年の状況ではそれほど伸びていないということもあります。そういったところに対してどういうふうにお考えなのかというのを 1 つお聞きしたいと思います。

もう 1 つは、三田、宝塚等で、武庫川が市の中心地を流れているわけで、川づくりと都市づくりというのは一体でないと、市民に良好な環境あるいはアメニティーを提供できな

いということがあります。そういう意味で、川と都市と常に連携しながらいい整備をしていくという考え方が必要でしょうし、都市側にとっては、都市の中のいろんな歴史、文化、資源というものと河川空間が上手にネットワークすることで、より付加価値がつくられていくのではないかと思います。

そんなところについて、特に宝塚市さんと三田市さんのお考えをお聞きしたいと思います。

もう1つ、宝塚市さんに対しましては、中心部で昔の旅館群がどんどん撤退して、土地利用転換で高層マンションにかわっていつている。ましてや、川に向かって、川が裏口になってしまっている。宝塚市の中心地を魅力あるものにしていこうと思いますと、武庫川に面したまちづくりというのもあるんじゃないかと。全国的にもいろんないい例はございますし、ウォーターフロントをまちづくりの拠点にして成功した海外の事例もございます。

そういったことで、ああいうマンション建設に対して、今景観法もできていますけれども、景観法をうまく適用して、景観整備上の適切な指導ができないものかということ、該当する市の方からお話をお伺いしたいと思います。

もう1つは、尼崎市、伊丹市、西宮市さんも一緒なんですけれども、例えば、水と緑のネットワークとか、宝塚ですと武庫川回廊とか、伊丹市さんも何かあったと思いますけれども、武庫川をいろいろ活用しようというのが、総合計画、都市マスの中でも見られますが、具体的にどういう施策を打たれているのか、特に西宮、尼崎では、武庫川の緑地景観が重要な環境要素になっていますし、市民の憩いの景観にもなっていますので、今後どう発展させようとしているのかということもあわせて回答いただけましたら、ありがたいです。

松本委員長 主に下流部の都市で3つ、宝塚市さんには、マンション規制のおまけがついていますが、よろしくをお願いします。

秋山(宝塚市) 宝塚市の武庫川の上流域に関しましては、先ほど新都市の絡みもございましたが、新都市の計画が今まだ定かになってございません。北部地域、宝塚市の約7割を占める地域は全体市街化調整区域ですので、これ以上の人口増というのはあり得ないと考えております。

それから、宝塚市は、先ほど私説明させていただいたように、市域の中央を二分する武庫川ということがございますので、親水整備とか川を生かしたまちづくりというのが、現在もいろんなところで議論をいただいております。先ほどの産官学という話の中で、宝塚

市の都市再生も、川を中心に考えていこうという考え方もしていただいております。マイタウン・マイリバーで、宝塚駅周辺につきましては一定の整備を兵庫県さんの方でしていただきましたので、整備いただいたものをこれから活用していきたいというふうには考えております。今は、すべて整備が終わったという状況にはないものですから、でき上がったところを少しずつ宝塚市の方が使わせていただいて、今後もっと有効な活用をしていきたい。

現在も、社会実験の中で、駅前で夜のオープンカフェとかあるわけですが、そういうものを川の方に入っていくような形で、何か施策ができないか、行政主体ではなくて、学生さん、民間の方も入れて進めていきたいと考えております。

それから、緑のネットワークみたいな形で、武庫川も下流まで長うございますので、河川敷が有効利用できないかという話で、宝塚市は若干上流になるわけですが、下流域の西宮市さん、尼崎市さん、伊丹市さんの方では、既にきれいな河川敷公園ができております。今回、仁川に兵庫県さんの方で連絡橋をつくっていただきました。これによりまして、宝塚市、西宮市の右岸側の連携ができると考えておりまして、今度宝塚市でも、暮れの 12 月 23 日にハーフマラソンを西宮市域まで使わせてもらってできるような状況になりました。今後、河川敷を一体にしたような形で、隣接の西宮市さんとも十分な調整を行いながら、有効な活用を進めていきたいと考えております。

マンション開発についてのお話なんですけれども、確かに宝塚駅周辺につきましては、商業地というふうにやっております、高度な利用が可能な地域でございます。そのため、旅館が衰退する中で、マンション開発が出ているわけでございますが、それにつきましては、おっしゃったように、一定歯どめができていないのが現実でございます。ただ、宝塚市の方も、都市デザイン委員会などの指導によりまして、できるだけ親水部分を残すような形で対応していきたいと考えております。

濱片（伊丹市） 水と緑のネットワーク絡みなんですけれども、総合計画の中で、緑の基本計画という位置づけをしております。伊丹市は、東に猪名川、西に武庫川がございます。その中ほどに緑ヶ丘公園、瑞ヶ池公園、昆陽池公園と、池を主とした公園に天神川、天王寺川が沿っているということで、猪名川から伊丹段丘を利用した伊丹緑地を伝って緑ヶ丘公園に行き、瑞ヶ池公園に行き、昆陽池公園に行き、天王寺川に沿って武庫川に至るという、市内を東西に横断するルートでもって計画は位置づけをしております。

猪名川、武庫川は、国あるいは県管理の河川で、天神川、天王寺川につきましても、主

に河川空間を利用した憩いの場というか、ハイキング等の場としての活用で伊丹市が占有させていただいて公園整備をしております、そのルートで、緑と接する、あるいは水と接する空間活用というような位置づけの中で、伊丹市ができる範囲の中で、緑道あるいは公園整備をしていっているというのが現状でございます。

岡野（尼崎市） 武庫川の利用は、先ほど申しましたように、河川敷公園を利用してありますので、スポーツとか散策等で利用させていただいております。また、最近新聞報道されましたが、地域の方もコスモスを植えるということで、約 3 ヘクタール、500 万本の花が咲いております。そんなふうな形でも大いに活用していただいているような現状です。

武庫川直接ではないですが、六樋で武庫川から水を引いております、尼崎市の農業用水路が残っておりますので、それを中心に、なるべく水路を残しておこうということで、残置水路について、周辺整備を過去からやってきております。

また、市域では、水のあるまちづくり基本計画を策定し、主に庄下川、蓬川を中心に親水護岸の整備を行っているところでございます。

浦川（西宮市） 私どもは、環境学習都市宣言をしております。水と緑のネットワークにつきましても、市の施策に掲げながら推進するということでございますが、武庫川の河川敷はあくまでも河川敷でございますので、今後河川にかかわるものがいろいろな出てきますれば、非常に貴重な財産ではございますけれども、それはその時点でいろいろ協議していかなければならないと考えております。

それから、北部の開発状況なんですけれども、北部につきましては、山口の区画整理とか、民間開発では、北六甲台もございしますが、ある程度開発が終わったような状況で、今後大きな開発は考えられておりません。したがって、既存のまちづくりの中で、先ほど来の流出抑制も含めまして、いわゆる自然にやさしく、自然とバッティングしないようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

久下（三田市） まちづくりにつきましては、平成 10 年 7 月に、都市計画区域の今の市街地を除く部分については市街化調整区域ということで決めておりまして、これからの大きな開発等についてはあり得ぬのかなと考えております。

市の方の行政計画、総合計画もそうなんですけれども、今後の人口の伸びというのは、当初予定しておりました十数万の人口から、現在は減少傾向にあるということです。今、11 万 4 千人を出たり入ったり - - 下の方が多いんですけれども、11 万 4 千人を切っております、今後伸びというのは余り見込めないかなと考えております。

武庫川の位置づけにつきましては、三田市の川は河川幅が 50m 足らずということで、河川洪水位がありませんけれども、堤体には桜の木を植えておりまして、堤体を利用した市民に親しまれる堤防ということで、現在は位置づけております。

加藤委員 三田市さんにお伺いしたいんですが、先ほどため池のかさ上げをされたということをお聞きしましたが、具体的に 2 万 8,000 トンの効果があると。洪水調整用としてされたということなのか、洪水調整としてされるのであれば、なぜその場所を選んだのかということ、それから、ため池のかさ上げ等については、経費の問題が難しいということをお聞きして三田市さんもおっしゃっていましたが、恐らく農水省の関連かと思えますけれども、その際の経費は、受益者負担があったのかどうか、お伺いいたします。

岡田委員 余りまとまったことはよういせんが、私の体験から、二、三質問させていただきます。

まず篠山市でございますが、私は、下流の方に住んでおりますが、篠山へはしょっちゅう行っております。おとといも、篠山市内で川に関するイベントがございまして、行ってまいりました。

特に私が印象に残っておりますのは、平成 8 年の洪水に関して、当野の方で、住民の方のご意見を聞きましたが、そのときに、住民の中には、武庫川は、幅を広げて、掘削したら大丈夫だ、掘削するには川の底を 2 m 掘り下げたら大丈夫だと言われたとあって、それをそのまま信じている方がおられるわけです。今こういう席上で言いますと、それは県さんが言われたんですとか、あるいは県民局が言われたんですということになりますが、私は、そういうことはちょっとできないことではないかと思えます。ですから、できないことはできないと、はっきり住民の方に説明をされることが大事ではないかと思えます。具体的な対策というのは、そんなことではないと思うんですね。篠山市の方については、それが 1 つ希望でございます。

それから、三田市については、私は、先月でしたか、委員数名と、三田城の有馬高校の辺から車瀬橋、相生橋を通過して、まちづくりなどの調査に行きましたが、そのとき、相生橋のそのすぐ住民の方、おばさんですけども、この辺は水害はどうですかということをお聞きしたら、質問しましたら、20 年ぐらい前に 2 回ほど床上浸水して、畳がつかったと。しかし、それから後は何もないと。水害について心配していないんですかと聞きましたら、全然心配していないというお答えでございました。いわゆる超過洪水対策に対して、どういふふうに三田市は考えておられるのだろうか、私、そのときちょっと考えました。超

過洪水に対して、どういうふうな心構えを今後ソフト対策としてやられるかということはかなり重要ではないかと思えます。確かに今はないですけれども、こういう時代ですから、いつどんな洪水があるかもわかりません。

それから、西宮市でございますが、ちょうど水害から 1 年になりましたので、10 日ほど前に、私は、リバーサイド住宅のあたりをずっと歩いて、その後どうなっているかということを見に行きました。もちろん、リバーサイドでは、住宅の移転とか、そういうことについて問題がございまして、この委員会の中にも当事者の方がおられますが、それについては、私は、そこに住んでおられる方々が主体的に解決される問題であって、我々がとかく言うべきものではないと思っております。

それから、その川の近くを歩きましたら、洪水時の警報とか新しい立て札なんかもちゃんと立っておりまして、少しずつではあるが、対策は立てられていることと思えます。

それで、1 つお聞きしたいんですが、水管橋はまだそのままになっていて、青葉台の方なんかは不便な状態が続いていると思えます。計画とか市の財政状態とか、いろいろあると思えます。私も、その辺の管理がどうなっているのかわかりませんが、大体いつごろをめどに完全に復旧されるのか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

松本委員長 時間が迫っていますので、問題を絞ってご質問ください。

畑委員 2 点お伺いしたんですけれども、先ほどの都市部の下水道の氾濫を含めまして、最近レーダー雨量が設置されて、神戸市さんは設置されているのかどうかわかりませんが、そういうデータをもとにした洪水予測を含めた災害対策は実際にやっておられるのかどうか、もしご検討があれば、教えていただきたいということです。

もう 1 点は、総合治水で話をされました三田市の方で、農地、特に畦畔のかさ上げの話が出ておりましたが、それについては、具体的にどういうことを考えておられるのか。私の方も、昨年 9 月に、県の農林部の援助を受けまして、農家の協力が得られるのかどうか、治水対策を兼ねた水管理というのが可能性としてあるかどうかを調査したことがございますが、そのあたり、もし検討されておれば、三田市、あるいは神戸市からも少し出ていたかと思えますけれども、お話しいただければと思えます。よろしく願います。

武田委員 洪水対策は河道だけではできないところがありますが、先ほど篠山市さんの方で、農地を遊水地に使うというのは論外だという話がありました。農地を遊水地に使うことについて、篠山市さんと、上流部に関係がある三田市さんにご意見をお伺いしたいと思います。

長峯委員 大きな質問を 1 つだけさせていただきます。

武庫川流域委員会というのは、県が総合的な治水対策をやりたいということて始まったわけです。治水対策にしても、流域対策にしても、1 つの市だけでやっても限界だということで、この委員会にも、毎回流域の市の方がオブザーバーという名前ですけども、参加してもらっていると思います。それに関しては、前回の流域委員会でも私は質問させてもらいました。皆さん方も指摘されていたかもしれませんが、県の方からは、これまで積極的に総合的な治水対策を関係部局あるいは流域自治体も巻き込んで検討してきたんだというような返事があったわけです。

具体的に、過去 2 年ぐらいの間、あるいは現在、武庫川の河川計画の中に盛り込むことができる皆さん方の自治体の流域対策、総合治水対策は、どういうものを検討してきたのか。そもそも検討してきたのかどうか、検討してきた場合に、具体的にどういうものがその中に入っているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

岡委員 三田市さんにお伺いします。

先ほどのご説明の中で、1 万 2,000 トンの貯留施設、2 万 9,000 トンの調整池というお話があったと思うんですが、調整池に関しては、今あるため池云々の話でしょうか。それと、1 万 2,000 トンの貯留施設というのは、三田市さんでは、開発されて、もともと山があったところに家がたくさん建っていますが、そこに義務づけられた調整池なのか、それとも、もともと三田盆地の中でそういうものをつくれのかどうかというのを伺いたいと思います。

佐々木委員 これはお聞きしようと思ったんですけども、時間もございませんので、何市か触れていらっしゃったので、できれば、もう一度各市に文書で出していただければありがたいんですが、農地、畦畔のかさ上げとか、ため池のかさ上げについての細かいことをお聞きしたいのと、公共施設、校庭貯留等の可能性とか現状について、それから、雨水の各戸貯留のことについて、これは後日で結構なんですけれども、まとめて出していきたいです。

伊藤委員 今のお話に関連するんですけども、三田市さんからため池のかさ上げとか、畦畔のかさ上げのお話があったときに、補償問題とかで困ったというようなお話があったと思います。そういったものをどうやって解決されたのか、今の佐々木委員の質問と一緒に答えいただいたらと思いますので、後ほどでも結構ですから、教えてください。

松本委員長 各委員から出された具体的な流域対策に関しましては、これから具体的に

選定をして、可能性、その具体的な効果の検証を我々はしていかなければなりません。その際にどうしてもいろんなハードルがございまして、そのあたりは、各市の自治体行政の中でご協力を得なければ進められないかと思えます。そういう意味で、具体的な質問が多々出たと思えます。

ため池のかさ上げとか貯留について、具体的に各市で検討がされたこと、やられた実績があることについては、恐縮ですけれども、先ほどの佐々木委員からの質問のように、これまでにされた実績、どこの箇所でどのようなものができたのかということと、校庭貯留等について取り組まれたこと、それから、長峯委員から出されました、せいぜいこの二、三年で結構ですけれども、各市の中で、流域対策で具体的に検討してきたものにどのようなものがあつたのか、なければ、なしで結構でございますが、後日事務局の方から、このような形でというフォーマットをお願いをさせていただきますけれども、そういうふうな形でよろしいですか。

佐々木委員 いろんな貯留に対する今後の可能性というのを、私先ほども申し上げたんですが、触れられていなかった各市の方は、可能性でも構いませんので、書いていただきたいと思えます。

松本委員長 可能性というものを我々は非常に注目しておりますので、その辺について文書でいただく。ただ、今からこの質問に全部お答えいただくと、時間が足りませんので、最後に、各市順次、今のご質問について、後から文書でご回答いただくことについては残していただいたら結構ですので、考え方等について、それぞれお答えいただければ結構かと思えます。あと、不十分というか、ご質問がなかったことに関しては、改めて我々として整理をして、またご質問するなり、別の機会を設けるなりということを考えて思いますので、よろしくをお願いします。

では、一つ一つ指摘をしますが、篠山市さんの方から、よろしくをお願いします。

円増(篠山市) まず、岡田委員からの質問でございますが、平成8年に当野地域が被害をこうむったことについて、住民としては、2m河床を下げて、さらに幅を広げてという理解をしていると。住民に説明する責任があるのではないかという話ですが、これにつきましては、各集落の地域代表、自治会長もその検討委員会の中に入っていて、当面は堆積している河積拡大を図ると。その工事をしていくにも、貴重な生物がいたりして、移設しながら試験的に施行していくというこの理解もしてもらっています。2m河床を下げるといったことにつきましては、今後の課題であろうと思っています。

それから、武田委員からの質問の遊水地としての利用は論外という話の中身につきましては、これまでから冠水被害をこうむってきた中で、7 回ぐらいの検討委員会があったわけですが、今後議論を積み重ねていく中で、こういった方向でそういうものを整備していくのか、可能性としては考えられると思います。

あと、流域対策として何を検討してきたのか、農地、ため池、その他、学校貯留等の今後の可能性について、考え方としましては、当然できる範囲のことは流域としてしていかなければならないと思っておりますが、現在学校貯留とか各戸貯留とかいったことの実績はございません。

ただ、全国的に異常降雨が発生する中で、流域として何ができるかというところにつきましては、農地の利用等が考えられますが、減反施策等で農地が荒廃しており、その辺の整備を図りながらということぐらいのことしか、今は浮かびません。

久下(三田市) まず、ため池のかさ上げにつきましては、三田市の市街地の中ということではなくて、ニュータウン開発の中で、ニュータウンは全筆買収しておりますから、その中でかさ上げをしても、市に戻るかという土地でございます、特に買収してやったというようなことはありません。

今後は、地権者の理解が得られるかどうかという問題があります。あと、経費の問題につきましては、優良農地という形で、武庫川沿川につきましては、市街地を除いた部分は、土地改良で圃場整備をやっております。農地の付近には、宅地等、土地をお持ちの方がおられますので、農地のかさ上げについては、難しい問題があるかと考えております。畦畔のかさ上げをすれば、当然宅地のかさ上げも必要でしょうし、いろんな経費の問題があるということで、これは今後の大きな課題であろうということで考えております。

ため池につきましては、ニュータウンの中でやってきた貯留ということと、貯留浸透につきましては、ニュータウンの中で、河川等の問題もあって、校庭等による貯留浸透施設として、特にウディタウンの中で、8カ所において貯留浸透を行っております。

ため池の問題とか農地かさ上げ、公共の貯留は、そのような現状でございます。

あと、長峯委員さんが言われました、総合治水対策を検討してきたのかということにつきましては、申しわけない話なんですけれども、今のところ、やっておりません。

あと、洪水で治水をどうしようかということにつきましては、今後この委員会で答申が出ようかと思っておりますので、その辺を踏まえて、これから検討する必要があるかと考えております。

各戸貯留については、今はやっておりません。

中島（神戸市） 要点だけ手短にお話しします。

ため池については、残念ながら神戸市では具体の対策をとったような事例は、現状ございません。その他、今後の動きについては、先ほどのフォーマットに従って、後ほどご回答をさせていただきます。

畑委員がおっしゃいました件は、うちの下水道部局で、一部レーダーを用いて一般の市民の方にも携帯でごらんいただけるレインマップ神戸という、要はリアルタイムな局所的な雨量状況を見れる設備は持っております。処理場の雨水混入の問題とか雨水処理の問題に下水部局として活用しておりますのと、市民向けにそういった打ち出し方をしている実情です。

秋山（宝塚市） 総合治水対策でございますが、先ほど私説明させてもらった中で、水のマスタープランというのを宝塚市で策定しております、その中で、できるだけ総合治水対策に寄与できるような対策を進めています。当然、開発の中、公共事業の整備の中では、透水性舗装等の実施、駐車場についても浸透性舗装を使っていただくような指導をしております。

それと、後で報告させてもらいますけれども、各戸貯留浸透施設設置に関する助成制度も、国の制度を運用して行っております、今年度、10月時点で、34件の実績があるところでございます。あとは、そちらからのフォーマットに基づいて、こちらから回答させていただきます。

濱片（伊丹市） 伊丹市としましては、武庫川の流域対策というような位置づけでの実績はございません。ただし、市域全体の開発のときに、浸透柵の設置とか透水性の舗装を、開発業者と協議し、可能なところからお願いして、実施施工してもらっているような状況でございます。

岡野（尼崎市） 尼崎市は、最初にちょっと申し上げましたが、何分既成市街地で、各戸の敷地も狭いという中で、できる施策は限られています。公園などにつきましても、必ずしも十分な面積を確保しているわけではないということで、最初のお話の中では、いろんな対応を申し上げることはできなかったんですが、今かなり実施しております浸透施設についても、当初は、尼崎はもともと地下水位が高いですので余り期待していなかったんですけれども、やってみれば、案外うまくいったということもありますので、決して可能性を否定せずに、今後もいろいろなことについて研究を進めていきたいと思っております。

浦川(西宮市) まず、リバーサイドの水管橋の工事は、既に発注しております。来年の5月をめどに完成する予定で、あと河川改修もございますので、その時点で対応できるような方法で工事を進めるというふうなことでございます。

それから、流域対策について、私ども、平成11年に、南部市街地が集中豪雨で浸水しました。これを契機に、流出抑制を中心とした雨水対策に取り組んでいます。分布型のモデルも使いながら、あれこれと議論しておりますが、やはり能力に限度があります。ですから、基本高水を大幅に削減するというわけにはまいらない。もちろん、集中豪雨ですから、短時間であればいいんでしょうけれども、河川の対象となるような降雨は、非常に長時間、多量になってまいりますので、各戸貯留の能力はすぐにキャパシティーが満杯になってしまって、あとは全く流れてしまうというふうなこともございまして、効果的な貯留、流出対策には限度があるのではなかろうかと考えております。

その中で、私ども、校庭を中心にオンサイトの貯留施設を今までに21カ所対応しております。実験的にもいろいろ構築して、その経過を見きわめながら、さらに拡大するか否かということを検討してまいりたいと思っております。

武庫川の流域対策につきましては、どの時点でどういうものをどういう事業でやるのかといったことがございますので、これから取りかかる必要があるかと思っております。

松本委員長 ありがとうございます。

大変時間のない中で、駆け足で、申しわけございませんでした。今質問が出ました中で、もう少し個々にお伺いすることは、先ほど申し上げましたように、少し整理をしまして、改めて各市にお伺いをする、場合によっては、ワーキングチーム、ワーキンググループの会議と一緒に意見交換をさせていただきますので、その節はひとつよろしく願います。きょうは、本当にありがとうございました。

予定の時間が来たんですが、もう少しだけ議題が残っています。あと20分か25分ぐらい延長させていただいて審議を進めたいと思いますが、よろしゅうございますか - -。

では、そうさせていただきます。

次の議題ですが、前回の流域委員会で、県の総合治水の推進対策についての質問がありまして、資料を整理して、きょう報告するということになっていました。県の方からご説明願います。

松本 河川計画課の松本です。

武庫川の総合治水対策に係る組織、これまでの経緯について、資料3にまとめさせてい

ただいております。

2 つございまして、1 つは、庁内検討会、正式な名称は、3 ページのところでございますように、武庫川流域総合治水対策庁内検討会ということで、その表にございます健康生活部、農林水産部等 7 つの部局を中心に、関係する課を組織として発足しております。

1 ページに戻っていただきまして、設置としましては、平成 12 年 12 月 6 日でございます。

具体的な内容でございますけれども、平成 12 年 12 月 6 日におきましては、これまでの経緯、今後の治水対策をどのように進めていくかというところを話しました。それ以降、この流域委員会が発足するまでもう 1 回やっておりまして、基本的に武庫川の基本方針策定の状況、総合的な治水対策についてはいろんな事例がございますので、その辺の説明なり、今後の資料の協力等について話をしております。

平成 17 年 1 月 13 日は、流域委員会が立ち上がってからでございますけれども、年度がかわっておりますので、それまでの流域委員会の現状と、その下に項目として書いておりますけれども、流域委員会が発足して、いろんな質問とか資料請求がございましたので、そういうものへの対応、それぞれ関係課室への依頼です。また、具体的な治水対策に係る今後の検討展開というのはどういうことが考えられるかということ、武庫川に関して、県の内部では、県会でのいろんな質問等もございましたので、その辺の内容を確認したということでございます。

平成 17 年 6 月 14 日につきましても、年度がかわったということで、武庫川流域委員会の現状、今後の展開について我々の方から説明して、なおかつ、総合的な治水対策についての検討で、これまで関係部局からいただいている資料等、今後の検討についての調整、協力をお願いしたところでございます。

こういう全体の話はありますけれども、あと、個別に関係課等の調整を行って、資料の整理とか具体的な検討の話を進めているところでございます。

2 ページは、技術連絡会等ということで書いておりますけれども、これは 4 ページにございますように、武庫川の総合的な治水対策を検討する技術連絡会ということで、これは県の県民局を中心として、関係市の方々と連絡調整をするということなのです。

3 番目のところに書いてございますけれども、活動としては、全国で実施されている総合治水対策特定河川の事例調査をすとか、それをもとに、総合的な治水対策について意見を交換するというものでございます。

2 ページに戻っていただきまして、平成 13 年 10 月 1 日に、技術連絡会ということで、設置をいたしました。それ以降、これは組織的に余りにも大き過ぎますので、関係市と我々も含めて、下から 3 つ目までは、準備会議等のいろんな状況、それに対しての調整、委員公募ということで、調整をやってきています。平成 16 年 1 月、平成 16 年 2 月につきましては、準備会議の提言が出るということも見据えて、流域委員会の運営上の課題とか、流域委員会に各市さんどのような立場で出てきていただくか、調整をどのようにしていったらいいのかというような意見交換をしたところでございます。

その後、流域委員会が立ち上がって、平成 16 年 7 月 8 日には、流域委員会の今後の進め方ということで、広報についての協力をお願いしました。平成 17 年 9 月 2 日には、ワーキングチームの状況を具体的にご説明して、今後の総合治水対策への検討、協力を関係市にお願いしたということでございます。

概略のご説明でございますが、以上でございます。

松本委員長 前回議論になった開催の経過、内容についての資料ということでございました。この件に関しましては、ごらんになってわかりますように、庁内検討会が、庁内で各年に 1 回ずつ開いてきて、流域委員会が始まってから、報告はされている。技術連絡会も、主に武庫川流域委員会への対応というところで進められてきたというふうな内容だのご説明からは判断できますので、これを議論するというにはちょっとあれなので、きょうは話を聞いたということで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

伊藤委員 技術連絡会というのがありまして、これは県民局主催で、各市の各セクションの方が入っていらして、ここへご出席の方が窓口担当になっていらっしゃるんですけども、市の中の庁内の連絡会というのはどうされているんですか。

松本委員長 連絡会の名簿があって、各市とも、各部局で担当者が名簿に記載されています。各市ごとの窓口がどうなっているのかということですね。

伊藤委員 窓口は書いてあるんですが、書いてある方が全員出席されるわけではないと思うので、庁内にお帰りになってから、各担当の方とまた打ち合わせをなさっているんでしょうか。

松本委員長 各市それぞれ違うかと思いますが、それぞれの対応組織はどうなっているのか、参考のために幾つか聞かしていただければと思います。

浦川(西宮市) ここに出る限りは市を代表して発言することになりますので、事前に関係部局と打ち合わせをするというのが原則でございます。

伊藤委員 関連してもう1つ、県庁内の各担当部局、農政だったら農政の県の部局があって、市の部局がありますが、その関係はどうされているのか。県土整備部と建設局は、同じジャンルというのか、同じ職務ですから、日ごろからおつき合いがあるわけでしょう。県庁の横の組織と市庁内の横の組織との関係というのは。

浦川(西宮市) やはり窓口は一本化を図らなければ、個別具体にがたがたがあると困りますので、集約して話をするということでございます。

伊藤委員 まず市でね。

浦川(西宮市) はい。

松本委員長 技術連絡会の開催のたびに、各市ともそれぞれの部局の方全部が出席されているんですか。窓口の代表者が来られるんですか。

松本 代表者です。

松本委員長 市の内部で、こういう方がその後つながっているということですね。

酒井委員 質問でなしに、これはお願いなんですけれども、武庫川を考える場合に、新しい感覚というか、視点で、庁舎内検討会の中に教育委員会のお出ましをいただきたい。学びの川、豊かな川、武庫川は、自然豊かな、また貴重な景観もありますので、教育委員会に積極的にお出ましをいただきたい。

佐々木委員 素朴な質問なんですけれども、2ページの技術連絡会等の名称のところ、その他と入っているんですが、聞き漏らしたのかもわからないんですが、後ろについている表は連絡会しかないの、その他というのはどういう……。

松本 その他というのは、技術連絡会という形ではなくて、随時関係市の今の代表者の方々と調整を行った結果もあわせて書いているという意味でございます。

松本委員長 この取り扱いに関しては、前回の質問に対して、こういう内容資料の提供があったということで、本日決定しました中間報告でも、こうした県の総合治水の推進体制についての要請を入れております。そうした推進体制とこういう組織のこれまでの経過、内容が見合うものであるかどうかということについては、これからの当委員会での検討課題ということで、この件は終わらせていただきます。

では、総合治水のワーキングチームからの報告をさせていただきます。資料4であります。1回だけのワーキングチームでございますが、主査の私の方から報告させていただきます。

第7回のワーキングチームの会議では、伊藤委員から提案のあった遊水地案、候補地に

ついて、その可能性を検討して、次の会議に提出する。具体的な検討ができていませんので、次のワーキングチーム、あすでございますが - - の会議で、県の方から具体的に検証結果が出されるということでもあります。

2 つ目は、河川管理者は、きょうも篠山市さんの方からお話が出ました上流武庫川「自然を活かした治水対策」検討委員会の開催資料等について、詳細な資料を提出するという事になっています。この内容についても議論しました。

さらに、きょうも先ほど議論がありました流域 7 市の雨水の各戸貯留、浸透枳の設置等についての推進対策の状況を整理して、次々回、11 月 2 日のワーキングチームの会議までには提出されるということになりました。各戸貯留、雨水浸透対策の効果については、全国の先進的な取り組み、主に関東での取り組みからデータを引きながら、武庫川でのモデルケースを設定して、治水効果の検証を行う。その作業を河川管理者の方で行って、次々回の会議で議論できるように準備をしてもらうというふうな具体的なこれからの手だてを決めました。

このワーキングチームでは、今挙げました 3 つの対策、あるいは取り組み等について議論をした結果、詳細な詰めを行うためのデータの整理を進めているということでございます。課題が非常に多岐にわたりますので、順次それぞれの効果検証に必要な資料整備の段取りをつけている段階でございます。

以上がワーキングチームからのご報告でございます。特にご質問があればお伺いしますが、なければ、会議の報告ということで、ご了承いただければ幸いです。ご質問ございますか - - 。

では、報告とさせていただきます。

資料 5 で、茂木立委員から意見書が出ております。本日、茂木立委員にこの意見書に関して問題提起をしていただく予定でしたが、急遽東京で会議ができて欠席されております。この意見書は、前回河川整備基本方針と整備計画の関係について議論があった中で、法律的にどういう関係にあるのか、不明な点があるということで、法律家として、方針と整備計画の関係について、法的根拠並びに関連基準、方針等々にかかわる法的な検討を行って、最後に問題提起がされております。次回に回そうと思いましたが、委員からは、ぜひ文書だけでも配付して、読んでおいていただきたいという要請がありましたので、添付しておきますから、ご参考にしていただいて、これについて、今後の議論にご参加いただければと思います。

以上で、本日の予定された議題は終了いたしました。この後、新しい会議日程の確認をした後、傍聴者からのご意見をいただきたいと思います。

新たに追加した会議日程に関して、事務局から提案してください。

黒田 これまで 30 回の委員会の確認を行わせていただいております。本日は、第 31 回流域委員会の開催日について確認をお願いしたいと思います。

事前に各委員のご都合を確認させていただいた結果、12 月 19 日、月曜日の 18 時からということにさせていただきたいと思います。確認をお願いいたします。

松本委員長 次回、第 28 回は、11 月 8 日、午後 5 時半からであります。29 回、30 回を経て、31 回は、12 月 19 日、月曜日、午後 6 時からという会議日程を追加させていただきます。これでよろしゅうございますか - -。

では、そのように決定させていただきます。

これで議事は終わりました。お待たせしました。長時間の会議におつき合いいただきまして、ありがとうございました。傍聴者からのご意見をいただきたいと思います。

印藤 三田の印藤でございます。

一番最後に、私、参考資料として添付させていただいたんでございますけれども、県の方でこのような基準があるということで、基準の中でも一番わかりやすい 1 ページだけ、下には 8 と書いていますけれども、8 ページにこのようなフローチャートがありましたので、添付してほしいとお願いしたら、添付していただきました。

これを見てもわかりますように、基準が非常に甘いと思います。この基準を今の 10 倍ぐらい、あるいはもっときつい調整池設置の基準にしましたら、何も税金ばかり使ってやらなくても、条例で規制できるんじゃないかと思います。これは条例じゃなくて、基準なんですけれども、実際には条例と同じように運用されているように思いますので、もっと厳しくしていただけたらいいと思います。

それから、先ほど三田市の田んぼが調整池になっているという発言を聞きましたけれども、私、雨が降ったときに田んぼを見ても、水がたまっているところを全然見たことがないんです。農家の方の自主管理に任されているような気がしまして、今みんな圃場整備されて、水がちょっとでもたまったら、排水が U 字溝を伝わって即流れ出るような状態にあるように思います。本当かどうか、私、ちょっといい格好しておられるんじゃないかいなという感じがしましたので、つけ加えさせていただきたいと思います。

奥川 西宮の奥川です。きょう、松本委員長の間接報告もありましたので、基本高水流

量について感じていることを述べさせていただきます。

これはちょっと問いかけですけれども、最大の基本高水流量は生命保険の死亡時支払いと解くと。心は、大きいほどよいと。死んだときの保険金の受け取りは、大きいほどよい。これは喜ばれます。しかし、私たちの生活から考えてみますと、庶民は、生活の範囲しか生命保険の掛金は掛けません。それ以上の保険金は掛けません。見返りが多くても。それを超えた金額を掛けるときは、何か怪しい。その筋が怪しいというように見るものです。

武庫川の基本高水流量 $4,800\text{m}^3 / \text{s}$ の兵庫県の歴史経験から言いますと、 $4,800\text{m}^3 / \text{s}$ は前々から決まっていた。県と阪神各都市とは、基本高水流量 $4,800\text{m}^3 / \text{s}$ で、多目的ダム建設の 10 年協定を結び、ダム建設にせっかちでした。それは事実です。歴史です。その決定で、武庫川は安全だったのかというと、武庫川の改修工事の現状は、流域委員会の皆さんがご存じのとおり、17 年に 1 度、30 年に 1 度です。それが洪水対策でした。100 年に 1 度の洪水対策は、唯一ダムでした。しかし、その計画でも、リバーサイドは救えませんでした。82 戸浸水しました。

前々から武庫川の危険なところは指摘されていて、解決されていませんでした。皆さんが経験したとおりです。もっと心配なのは、尼崎、西宮市民の安全に深く関係する堤防問題です。両市で 100 万ですよ。先ほど尼崎市の方が言いましたけれども、 $1 / 6$ のポンプ排水、必死ですね。JR のラインまでゼロメートルです。ですから、ポンプがつかないようにやる。これで堤防が破堤したらどうなりますか。この現実を考える必要があると思います。大きな基本高水流量を決め、神棚に棚上げをして、対策とは別だとするほど、財政や安全は優雅な状況にはありません。

したがって、庶民の生活感覚に対して言うならば、大きいほどよいというのは説得力がありません。23 日の朝日新聞社説が言う、実際に到達できる目標を掲げ、地に足の着いた議論というように、今総合治水の討議が始まったばかりですから、まだそこへ行っていません。

先日、緑のダムの公開勉強会で、寶先生が早明浦ダムのお話をなさいました。吉野川の基本高水流量をご存じでしょう。吉野川の基本高水流量は、基準点は $2\text{万 } 4,000\text{m}^3 / \text{s}$ ですよ。計画降雨量は 440mm です。二級河川武庫川は、寶先生が緑のダム効果があるといった中小河川の範疇に入るのではないのでしょうか。

流域委員会の皆さんにお願いしたいんです。トータルな政策決定が必要だと思います。真摯な安全への努力の積み重ねや、具体的対策が総合治水の政策対応ではないのでしょうか。

市の皆さんが安全、安心ということを行いましたけれども、これは住民の声を反映して、安全、安心と言われたと思います。どうか安心、安全の総合治水対策をつくっていただきたい。

私は、基本高水流量は、大きいほど、神棚に上げるほど優雅な状況ではないというのを最後に強調しておきたいと思います。

丸尾 尼崎の丸尾です。簡単に申し上げます。

きょうの前段の議論で、中間報告が議論されました。そこで感じたことですが、県の方の松本さんが懸命に頑張っている姿が非常に特徴的でしたが、ここで皆さんがやっておられる流域委員会としての態度というのをこの中間報告であらわしていらっしゃると思うんですが、そういう観点から見ると、河川管理者の意見をわざわざ取り上げて、この中間報告に記載するということが果たして必要なかどうか。もしかそれが必要とするなら、そのことに対する流域委員会の姿勢こそ明らかにするべきだというぐあいに考えますが、どうでしょう。

きょうは、一応決まったことでしょうかから、それはそれでいいとは思いますが、そういう視点から、この中間報告の基本高水についての結論は、一番最初に2つの基本高水ということが明確に提示されているわけですから、その2つの基本高水を出すことに至った経過というのが読む人にとってわかりやすいものであるべきだと考えますが、どうでしょう。そういう点から見ると、行政の言っていることをそのまま掲載するということは、余りいいことではないんじゃないかという感じがいたします。

もう1点は、きょう、関係市の方からいろいろお話を聞かせていただきました。それと、行政の総合治水に対する対応も聞かせていただいたわけですが。これからの議論の対象になっていくんでしょうけれども、きょう聞いた段階、あるいはこれまでの経過から考えますと、総合治水に対する姿勢は、県当局は不十分である。しかも、関係市においても、きょうのご報告にあったように、やっぱり不十分、全く取りかかれていないというところが多いように見受けました。これは今後の検討課題として十分にやってほしいですが、例えば、技術検討会議、あるいはこの関係市との会議についても、議事録を明らかにしていただけたらいいんですが、非常に中身の薄い、単なる連絡事項に終わっているというぐあいに考えられますが、いかがでしょうか。

ここの目的のところを見ますと、他のいろんな事例を検討して、それを総合治水に生かしていくというぐあいに書かれていますが、そのことはいまだなされていないと考えられ

ます。これから十分に県の方が対応していただかぬと、総合治水が実現できないという懸念を持ちますので、その点は頑張って、県の方もしっかり情報を公開して、委員の方もしっかりそれができるような形で追求をしていってもらいたいと考えています。

松本委員長 以上でよろしゅうございますか - -。

では、傍聴者からのご発言をこれで終わらせていただきます。それぞれのご発言に関しては、これからの審議に委員から反映させていただくということになるかと思いますが……

久下(三田市) 先ほど三田市の印藤さんから農地について調整池になっているという話がありましたけれども、そのようには申しておりません。調整池にはなっていません。することが難しいと申し上げたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

松本委員長 農地における貯留は、当委員会としても検討課題となっておりますので、これからまたいろんなご意見を伺いながら進めたいと思います。

先ほどの傍聴者のご意見の中で1点だけ、当委員会の考え方を改めて説明をしておきます。最後に丸尾さんからご指摘のあった件であります。当委員会は、県知事から諮問を受けて、武庫川の河川整備の基本方針並びに整備計画の策定についての意見を求められている。そして、この委員会としては、何回も確認をしておりますように、河川管理者と関係なく、委員会の意見を出して、それを河川管理者側がどう扱うかというのは法的権限上知ったことではないという立場はとらないということを言明しております。法的な手続とは別に、実態的に当委員会で議論をして、そのことをきちんと県が反映をした計画を立案するというものでなければ、住民参画と協働の委員会は意味がないではないかということを繰り返し確認をしてきました。

したがって、当委員会の中では、法的に責任を持っている河川管理者の考え方を十二分に聞き、そこで意見を闘わせるということなしには、計画の策定は及びもつかない。委員会は委員会で勝手に決めておいて、あとは県が全然関係ないことを決めるということをやったのでは全く意味がなくなるということでやっております。したがって、委員会の席上で河川管理者の意見は忌憚なく出してほしい。そのかわりそこで徹底的な議論を行うということですから、経過の報告の中では、河川管理者がどのような意見を出したかということとは、当然記述が出てくるということになるかと思ひます。

このあたりについては、それぞれのお考えについては、それはそれで尊重しますけれども、委員会の方針としてはそのように進めているということだけのご理解を願ひたいと思

います。

以上をもちまして、本日の議事全般を終了いたします。

最後に、議事骨子の確認をしたいと思います。事務局、よろしく。

木本 議事骨子を読み上げさせていただきます。

平成 17 年 10 月 24 日

第 27 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長と岡田委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会及びリバーミーティング特別企画の報告

10 月 13 日開催の第 33 回運営委員会の協議状況、及び 10 月 17 日開催の第 8 回リバーミーティング特別企画（公開勉強会）の開催状況について、松本委員長から報告があった。

3 武庫川流域委員会中間報告のまとめ

松本委員長から、中間報告（案）について報告があり、一部修正（以下の 4 点）の上、了承された。

本文 3 ページの 3 行目から 4 行目のうち『「委員意見一覧表（基本高水設定）」（別紙 3）のとおりですが』を削除する。

本文 3 ページの 8 行目から 16 行目（台風 23 号関係）を、次のとおりに改める。

『また、昨年 10 月に発生した 23 号台風のデータ（降雨雨量等）について、「直近の大きな降雨であり、今後、このような雨が降ることは十分に考えられる。単純に棄却するのではなく検証が必要である」という意見が多数あり、第 23 回委員会では、事務局から検証結果の提示がありました。河川管理者は、この結果に基づき、「少なくとも 4,500m³ / s 程度以上の高水設定が必要である。」との主張をしました。』

本文 3 ページの 31 行目から 36 行目（2 つの考え方の関係）を、次のとおりに改める。

『すなわち、「基本高水は河川整備基本方針に掲げる将来の目標数値である」という考え方は共通している。しかし、基本高水は「計画降雨量に対し、対策を考える上での想定すべき流量として位置づけるものである」という考え方と、「環境とか財政などの諸条件と照らし合わせても、きちんと対応できるような実現可能な設定値の範囲にとどめなければならない」という考え方に分かれている。』

その他、表示、記載誤りについて、字句訂正を行う。（m³ / S m³ / s、河川

堤防技術基準 河川砂防技術基準等)

4 流域 7 市からの意見聴取

流域 7 市 (篠山市、三田市、神戸市、宝塚市、伊丹市、尼崎市、西宮市) から、総合治水対策を進めていく上での課題や、基本方針・整備計画に対する要望等について発言があり、その上で、委員と意見交換 (質疑応答) を行った。

なお、流域 7 市から、ため池の嵩上げ、校庭貯留の実績と今後の可能性及びこれまでに取り組んできた流域対策の実績について、後日報告を求めることとした。

5 総合治水対策の取り組み、進め方

(1) 県の総合治水推進体制

前回委員会で宿題となった、兵庫県におけるこれまでの総合治水対策について、その組織や取り組み状況等について、河川管理者から報告があった。

(2) ワーキングチーム会議の報告

松本主査 (委員長) から、10 月 13 日開催の第 7 回総合治水ワーキングチーム会議の協議状況について、報告があった。

6 その他 (今後の委員会開催日程)

- ・第 28 回委員会は、平成 17 年 11 月 8 日 (火) 17 : 30 から開催する。
- ・第 31 回委員会は、平成 17 年 12 月 19 日 (月) 18 : 00 から開催する。

以上です。

松本委員長 この骨子について、何かございますか。

田村委員 中間報告で私が発言して、資料をつけるということになっていなかったですかね。6 ページの項目 C です。

松本委員長 きょう、全部添付していないんです。かなり膨大なものなので。

田村委員 本文の中では、「別表のように」とかで、何かわかりませんよね。環境の方も、(別表参照) ですし、まちづくりの方も、「別表のように作業を進めていきます」ということで、どういう資料をつけようとしているのかよくわからないので、それを明確にしてくださいという私の要求だったんですけども、それは明確に示されていないので、問題を提起します。

松本委員長 別表で、かぎ括弧をして、その資料の表題をそこに記載するということがよろしいですか。

田村委員 別表 5 まであるわけですから、例えば、別表 6 として、第 26 回で説明させて

もらったこれまでの経過と今後の作業方針をつけてもらったら、途中経過がよくわかると思います。

松本委員長 ここでの整理は、本文に出てきている別紙や別表は前に出して、参考資料として、経過とか何とかを後ろに別につけているわけですね。今、田村委員から指摘があった分は別紙、別表ですから、それは前へ挙げてくるという取り扱いで、その辺は整理をさせていただきたいと思います。

ほかにございますか - - 。なければ、議事骨子はこれで確認をさせていただきます。

申しおくれましたが、中間報告に関しましては、今週中に知事に日程を調整の上直接提出をするという段取りにさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、本日の議事はこれにて終了します。時間がかかりオーバーして、申しわけございませんでした。ありがとうございました。